

公営企業等関係資料

資料 8-1	令和4年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P1
資料 8-2	公立病院経営強化の推進について.....	P13
資料 8-3	水道事業における広域化の推進について.....	P28
資料 8-4	下水道事業における広域化・共同化の推進等について.....	P30
資料 8-5	公営企業の脱炭素化について.....	P33
資料 8-6	新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について.....	P35
資料 8-7	公営企業等の更なる経営改革の推進について.....	P36
資料 8-8	公営企業の「経営戦略」の改定の推進について.....	P41
資料 8-9	公営企業の抜本的な改革の推進について.....	P43
資料 8-10	公営企業会計の適用拡大等について.....	P44
資料 8-11	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について.....	P53
資料 8-12	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P55

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和4年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和4年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和4年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進されたい。

1 経営戦略の改定の推進

(1) 総論

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。令和3年度までにほとんどの事業が策定を終える予定であり、今後は、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため3年から5年内の見直しを行うことが重要である。

経営戦略の策定・改定に係る詳細については、平成31年3月に公表した「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」を参照されたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

また、4に掲げるとおり、令和3年度に創設した「経営・財務マネジメント強化事業」において、経営戦略に係るアドバイザーを派遣しており、経営戦略が未策定の事業や策定した経営戦略の質を高めるための取組を検討している事業においては、本事業を積極的に活用されたい。

(2) 質を高めるための改定の推進

経営戦略については、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、質を高める改定を行うことが重要である。「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）においても、令和7年度までに見直し率100%とされており、全ての事業において、この期限までに見直しを行うことが求められる。経営戦略の見直しに当たっては、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期的な収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、経営戦略の改定に反映することで、実効性のある経営戦略となるよう取組まれたい。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であることに留意されたい。

(3) スtockマネジメント等の取組と計画的な料金水準の改定

住民生活に必要な不可欠な施設において、老朽化による事故等が発生した場合には、住民生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、持続的かつ安定的にサービスが提供されるよう、適切なStockマネジメント等の取組の下、着実な更新投資を進めることが必要である。更新投資を着実に実施できるよう、料金改定も含めて必要な財源を確保するとともに、その見直しについて、経営戦略の「投資・財政計画」に適切に反映されたい。なお、料金の設定に当たっては、次の事項に留意されたい。

- ・ 社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年内の経営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見直しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。
- ・ 総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価に事業報酬を加えた原価を基礎とすること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業など、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・ 人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、料金体系（例えば、基本料金と従量料金の比率等）についても適切に配慮すること。

2 公営企業の抜本的な改革の推進

(1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化及び民間活用等について具体的に検討することが重要である。

なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、抜本的な改革のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

(2) 広域化の推進

広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進されたい。第2にあるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、令和4年度までの「水道広域化推進プラン」又は「広域化・共同化計画」の策定に取り組みされたい。その際、広域化には、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討を行われたい。病院事業については、各地域の将来目指すべき医療提供体制の確保に向けた取組と整合を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、機能分化・連携強化の着実な実施に取り組みされたい。

(3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFIをはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討されたい。

このうち、PPP/PFIについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治調第25号自治省財政局長通知）において、PFI事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方財政措置を講ずることとされている。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）においては、民間の経営原理を導入するコンセッション事業（公共施設等運営権制度を活用したPFI事業。以下同じ。）を活用することが重要であるとされるとともに、水道、下水道については重点分野として指定されている。

(4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の検討に資するよう、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。令和2年度においては、事業廃止111件、民営化・民間譲渡18件、広域化等131件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

また、先進的・優良的な事例をとりまとめた「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を毎年度更新し、公表している。各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて積極的に活用されたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総財公第10号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業（以下「重点事業」という。）について、人口3万人未満の市区町村においても令和5年度までに公営企業会計への移行が必要であり、また、重点事業以外の事業についても、令和5年度までに行える限り移行することが必要であるので、各地方公共団体においては、次の事項に留意の上、一層の取組を推進されたい。

- ・ 水道事業及び下水道事業については、会計処理にかかる委託費や人件費等の節減を図るため、公営企業会計への移行や広域化の機会に併せて、水道事業と簡易水道事業、複数の種類の下水道事業などについて、会計統合の取組を積極的に推進されたい。
- ・ 簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、人口3万人以上の地方公共団体は令和3年度から公営企業会計の適用を要件に加えたところであるが、同様に、人口3万人未満の地方公共団体は令和6年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であることに留意されたい。

- ・ 重点事業以外の事業についても、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務を複数の事業で一括して取り組むことなどにより、移行作業を効率的かつ円滑に実施可能となることに留意しつつ、重点事業の公営企業会計への移行に併せて一括して取り組むなど、公営企業会計への移行を積極的に推進されたい。

併せて、都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、平成31年3月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、4に掲げるとおり、令和3年度に創設した「経営・財務マネジメント強化事業」を令和4年度も引き続き実施することとしており、積極的に活用されたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しに対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

なお、水道事業と簡易水道事業、複数の種類の下水道事業など、同種の事業を行う場合に、当該同種の事業を通じて一の特別会計によって経理を行うため、一部の事業について新たに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用する場合にあっても、必要な移行経費について公営企業会計適用債の対象となることに留意されたい。

② 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

③ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている。

(2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野を

対象としている。各公営企業の経営比較分析表は、総務省ホームページからも閲覧可能であるので、今後とも、各公営企業の経営分析や抜本的な改革の検討に当たり、積極的に活用されたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kessan.html)

4 人的支援

令和3年度に総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として創設した、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、令和4年度も引き続き実施することとしている。具体的には、「経営戦略の改定・経営改善」、「公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組」、「上下水道の広域化」、「第三セクターの経営健全化」及び「公営企業会計の適用」等について、アドバイザーを派遣することとしているので、各団体においては積極的に活用されたい。

(参考：<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)

第2 各事業における課題とその対策

1 病院事業

- (1) 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の策定

「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知)の取扱いについては、地域医療構想の進め方等も勘案しながら、その改定の時期等も含めて再整理することとしていたところである。

公立病院は、これまで再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等、様々な経営改革に取り組んできたが、医師不足等により、依然として厳しい経営状況が続いており、今後、新興感染症への対応や医師の時間外労働規制への対応も必要となっているところである。このような中で、今後も地域に必要な医療提供体制を持続可能な形で確保するためには、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を図っていくことが重要である。

また、地域医療構想については、各都道府県における第8次医療計画(令和6年度～令和11年度)の策定作業が令和5年度までかけて進められることと併せて、令和4年度及び令和5年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求めることとされている。

そのため、『「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の方向性について」(令和3年12月10日持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会中間とりまとめ)に沿って、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視するとともに、感染症拡大時の対応という視点も踏まえながら、令和3年度末までに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対して、令和4年度又は令和5年度中の「公立病院経営強化プラン」の策定を要請する予定であるので、留意されたい。

- (2) 地方財政措置

地方公共団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。

- ① 機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債(特別分)の拡充・延長

公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等に係る病院事業債(特別分)について、その内容を見直した上で、公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備費等に係る病院事業債(特別分)(元利償還金の40%に地方交付税措置)として拡充・延長することとしている。

主な拡充の内容としては、複数病院の統合(病院減が原則)の場合のほか、基幹病院が医師派遣の増加等の支援を強化し、救急医療などの地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する場合にも、新たな基幹病院の整備費全体を対象経費とすること、経営統合に伴うシステム統合のほか、医療情報の連携等を対象事業に追加すること等を予定している。

- ② 公立病院等の医師派遣等に係る特別交付税措置

医師・看護師等の確保や働き方改革を推進するため、看護師等医療従事者の派遣及び診療所への派遣を追加するとともに、派遣元病院に対する特別交付税措置について、繰出額に対する措置の割合を0.6から0.8に上げることとしている。

- ③ 上記①の地方財政措置及び不採算地区病院に対する特別交付税措置の要件

上記①の地方財政措置及び「不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する地方財政措置の創設等について」(令和2年4月1日付け総財準第44号総務省自治財政局準公営企業室長通知)における不採算地区の病院(不採算地区の中核的な病院を含む。)に対する特別交付税措置については、上記(1)のとおり、令和4年度及び令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」の策定を要請する予定であることから、令和4年度については、令和5年度までにプランを策定するための作業に着手していることをもって対象とすることとしている。

また、下記の所要の経費についても、地方財政措置を講ずることとしている。

- ① 不採算地区病院等に対する基準額引上げの継続

不採算地区病院等について、コロナ禍においてもその機能を維持するために令和3年度に講じた特別交付税措置の基準額引上げ(30%)については、令和4年度においても継続することとしている。

- ② 建築単価の見直し

公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の建設費の状況等を踏まえ、36万円/㎡から40万円/㎡へ引上げることとし、令和3年度の病院事業債から適用することとしている(継続事業についても、令和3年度分の病院事業債から適用)。

そのほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、公的病院等の運営費に対する地方公共団体の助成については、不採算地区の病院(不採算地区の中核的な病院を含む。)に対する措置も含め、引き続き、公立病院に準じて特別交付税措置を講ずることとしている。

2 水道事業

- (1) 広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を越え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請しており、令和2年12月には、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込むことなど、プラン策定に当たっての留意事項を記載した「水道事業における広域化の更なる推進について」(令和2年12月23日

付け事務連絡)を発出したところである。広域化は、地域事情の異なる市町村を跨いだ議論や判断を要することが多いため、広域行政を所管する都道府県の強力なリーダーシップの下で検討を進めていただくことが重要である。都道府県においては、広域化のシミュレーションに、事業統合や経営の一体化、施設の共同化等を盛り込むよう検討を行い、同プランの策定及びその取組を推進されたい。シミュレーションに当たっては、用水供給事業と末端給水事業との垂直統合や、施設の共同化を行った場合の将来的な維持管理費を比較考量するなど、施設の更新時期にとらわれずに広域化の効果をできる限り最大化するよう検討されたい。また、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組まれたい。その際、「生活基盤施設耐震化等交付金」における広域化事業は、交付対象期間が原則10年間であり、令和16年度までの時限事業とされていることや、地方財政措置は同プランに記載されている広域化事業に対して講じられることを十分踏まえ、同プランの策定時にできる限り施設統合を盛り込むことが重要であることに留意されたい。

(参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/e-zaisei/02zaisei/06_03000052.html)

水道の広域化に係る所要の経費については、次のとおり、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備費等に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費

都道府県が実施する広域化に係るシミュレーション経費など、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている(令和元～4年度)。

③ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置(差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。)を引き続き講ずることとしている。

なお、水道の広域化を推進するため、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象に広域化に伴う解体撤去費を追加することとされていることに留意されたい。

(2) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、住民生活に大きな影響を与えることが懸念されるところであり、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントを反映した経営戦略を策定・改定し、適切に料金改定を行い所要の財源を確保しつつ、着実な更新投資を進めることが重要である。併せて、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用取組についても積極的に検討されたい。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT・IoT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針・漏水情報の自動収集やビッグデータの収集・解析による配水の最適化・故障予知診断など、更なるデジタル化の推進を検討されたい。

また、令和2年度より、土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じていることから、引き続き、災害対策に積極的に取り組まれたい。

3 下水道事業

(1) 広域化・共同化の推進

スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できる広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業の接続も含め積極的に検討されたい。その際、市町村間の接続は、接続先市町村における処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として有効であることにも留意されたい。また、広域化・共同化に向けた検討に当たっては、既存の機械設備等の更新時期を捉えて、幅広く取組の効果の試算等に取り組まれたい。

特に市町村間の広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」(平成30年1月17日付け総財準第1号・29農振第1698号・29水港第2464号・国下事第56号・環循適発第1801171号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)も踏まえ、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、当事者間の調整に取り組まれたい。また、市町村が単独で運営する公共下水道等の流域下水道への接続についても、都道府県が主導し、積極的に検討されたい。広域化・共同化計画の策定に当たっては、施設の統廃合を盛り込むことに加え、「新経済・財政再生計画改革工程表2020を踏まえた「広域化・共同化計画」について」(令和3年1月19日付け総財準第3号・2農振第2560号・2水港第環2155号・国下事第50号・環循適発第210119号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)において、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項等を盛り込むよう要請していることなどを踏まえ、引き続き、同計画の策定に取り組まれたい。

これらの取組を推進するため、次のとおり、所要の経費について、地方財政措置を講ずることとしている。当該措置の対象事業は、「広域化・共同化計画」に位置付けられた事業に限定されることから、当該措置の対象となるよう、令和4年度末までに策定される同計画に可能な限り対象となり得る統合事業等を盛り込まれたい。

① 広域化・共同化に伴う施設整備に要する経費

「広域化・共同化計画」に位置付けられた広域化・共同化事業に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、同一事業内の処理区を統合する取組を対象に加え、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の28%～56%について普通交付税措置を講ずることとしている。

また、公共下水道等を流域下水道へ統合する場合には、流域下水道への統合のために市町村が実施する接続管渠等の整備に要する経費について、繰出基準を従来の広域化・共同化に係るものから1割引き上げることとし、取組処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の35%～63%について普通交付税措置を講ずることとしている。

② 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

「広域化・共同化計画」に位置付けられた事業統合（一部の処理区を他事業に統合した場合を含む。）を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から統合前の事業のうち接続元の事業が供用開始後30年に達するまでの間、激変緩和措置（差額部分について、統合後6年目以降、段階的に縮減）を講ずることとしている。なお、複数の種類の下水道事業について同一の特別会計で経理を行うこととした場合においても、事業毎に高資本費対策が講じられることに留意されたい。

③ 「広域化・共同化計画」の策定等に要する経費

都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～4年度）。

なお、公共下水道と集落排水の統合等の広域化の取組を推進するため、「社会資本整備総合交付金」等の交付対象を拡充することとされていることに留意されたい。

(2) 下水道事業における緊急自然災害防止対策事業債

下水道事業会計が実施する流域治水対策に資する地方単独事業に要する経費については、一般会計からの公営企業繰出金に対して、令和3年度から令和7年度までの間、緊急自然災害防止対策事業債の対象とすることとしている。公共下水道事業における対象施設については、雨水ポンプ、雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む。）、樋門、樋管としている。

(3) その他の取組の推進

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組まされたい。

職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討されたい。また、ICTを活用した処理場の遠隔監視等について、広域化・共同化を促進する観点からも導入を検討されたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて計画的に点検・

調査及び修繕・改築を行うなど、適切なストックマネジメントの下、施設の長寿命化や事業量の平準化に努められたい。

経営及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化等の経営改革を推進するためにも、公営企業会計の更なる適用拡大に取り組まされたい。

4 その他の事業

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財公第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処されたい。

第3 その他諸課題への対応

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、大幅な収入減が発生していることから、公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年5月より、特別減収対策企業債を発行できることとしている。その上で、償還利子の2分の1の額を繰り出し、繰出額の80%を特別交付税により措置することとしている。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症に伴う料金収入の減少により、資金繰りに影響が生じるおそれがあることから、引き続き特別減収対策企業債の発行を可能とすることとしている。

2 公営企業の脱炭素化

「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえ、太陽光発電の導入、建築物におけるZEB（一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物）の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入を対象に、地方負担の1/2について事業債（脱炭素化事業）を発行できることとし（残余（地方負担の1/2）については通常の事業債を充当）、当該脱炭素化事業の元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、当該元利償還金の30%（財政力に応じて30～50%）について普通交付税措置を講ずることとしている。

「省エネルギー改修の実施」については、公営企業施設等の省エネルギー改修のうち、建築物に係るものについては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合させるための改修を、それ以外のもの（水道施設等における省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入など）については改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる改修を対象とすることとしている。

3 地方公務員の定年引上げへの対応

地方公務員の定年引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総行公第89号・総行女第40号・総行給第55号総務省自治行政局公務員部長通知）等にも留意し、60歳超職員の給料月額や退職手当の取扱いなど、一般行政職の職員の取扱いとの均衡等を十分勘案の上、適切に対処いただきたい。

4 会計年度任用職員制度の適正な運用

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和4年1月20日付け総行公第7号・総行給第5号総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

5 適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）

においては、地方公共団体から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、一般会計及び特別会計のそれぞれの会計において、税務署への適格請求書発行事業者の登録申請が必要であり、また、請求書等発行システムの改修を行うなどの準備が必要となる場合があることに留意の上、適切に対応いただきたい。

特に、水道事業及び下水道事業については、「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する国の取組等について（周知）」（令和4年1月20日付け総務省自治税務局都道府県税課事務連絡）の別添4（水道事業及び下水道事業に関するよくある質問と回答）を参考にされたい。

6 看護職員の処遇改善

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を上げることとされ、令和3年12月20日に成立した令和3年度一般会計補正予算（第1号）において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員（看護師、准看護師、保健師及び助産師をいう。）の処遇を改善するための補助事業が創設されたところである。

当該事業は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっているところであり、各地方公共団体においては、地方公営企業に従事する職員及び公営企業型地方独立行政法人の職員を含め、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、事業の対象となる職員の処遇について、各団体の状況に応じて、対応を検討されたい。

7 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組まされたい。

特に、財政的なリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号総務省自治行政局公営企業課長通知）を踏まえ経営健全化方針を策定の上、策定した方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

また、第1の4に掲げるとおり、令和3年度に創設した「経営・財務マネジメント強化事業」において、第三セクター等の経営健全化に係るアドバイザーの派遣を対象としており、経営状況が悪化している第三セクター等においては本事業を活用し、経営の健全化に取り組まされたい。

なお、各団体における第三セクター等の経営健全化の取組状況については、総務省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_content/000723905.xlsx）

「令和4年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「令和4年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

（公営企業の抜本的な改革の推進、下記以外の事項） 自治財政局公営企業課 高木係長	電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640
（経営戦略の改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進） 自治財政局公営企業課 田中係長	電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640
（公営企業会計の適用拡大、人的支援） 自治財政局公営企業課 阿部係長	電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640
（経営比較分析表、新型コロナウイルス感染症に係る対応、公営企業の脱炭素化） 自治財政局公営企業課 穉葉係長	電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640
（水道事業） 自治財政局公営企業経営室 伊藤係長	電話：03-5253-5638 FAX：03-5253-5640
（交通事業、エネルギー事業） 自治財政局公営企業経営室 関口係長	電話：03-5253-5639 FAX：03-5253-5640
（下水道事業） 自治財政局準公営企業室 倉内係長	電話：03-5253-5642 FAX：03-5253-5640
（病院事業） 自治財政局準公営企業室 小幡係長	電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640
（観光施設事業、宅地造成事業） 自治財政局準公営企業室 前田係長	電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

令和4年度の地方財政対策及び地方債計画の概要 （公営企業関係）

1. 通常収支分

（1）地方財政対策（公営企業繰出金）

2兆4,300億円程度（前年度 約0.3%減）

○主な事業

上水道事業 1,100億円程度（前年度 約3.5%減）

病院事業 7,900億円程度（前年度 約3.7%増）

下水道事業 1兆3,600億円程度（前年度 約1.7%減）

（2）地方債計画（公営企業分） 2兆6,477億円（前年度 7.1%増）

2. 東日本大震災分

（1）地方財政対策（公営企業繰出金）

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

（2）地方債計画（公営企業分）

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

5億円（前年度 400.0%増）

令和4年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	16,098	△ 193	△ 1.2
2 公営住宅建設事業	1,098	1,110	△ 12	△ 1.1
3 災害復旧事業	1,128	1,143	△ 15	△ 1.3
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	3,319	388	11.7
(1) 学校教育施設等	1,454	1,223	231	18.9
(2) 社会福祉施設	367	371	△ 4	△ 1.1
(3) 一般廃棄物処理	807	639	168	26.3
(4) 一般補助施設等	542	549	△ 7	△ 1.3
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	28,014	27,725	289	1.0
(1) 一般	2,412	2,323	89	3.8
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	5,500	6,200	△ 700	△ 11.3
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	5,220	4,320	900	20.8
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
6 辺地及び過疎対策事業	5,730	5,520	210	3.8
(1) 辺地対策	530	520	10	1.9
(2) 過疎対策	5,200	5,000	200	4.0
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調 整	100	100	0	0.0
計	56,727	56,060	667	1.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,571	5,259	312	5.9
2 工業用水道事業	300	303	△ 3	△ 1.0
3 交通事業	1,963	1,739	224	12.9
4 電気事業・ガス事業	288	195	93	47.7
5 港湾整備事業	689	571	118	20.7
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	3,637	556	15.3
7 市場事業・と畜場事業	379	375	4	1.1
8 地域開発事業	840	658	182	27.7
9 下水道事業	12,181	11,934	247	2.1
10 観光その他事業	78	56	22	39.3
計	26,482	24,727	1,755	7.1
合 計	83,209	80,787	2,422	3.0

(単位：億円、%)

項 目	令和4年度 計画額(A)	令和3年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	17,805	54,796	△ 36,992	△ 67.5
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(335)	(242)	(93)	(38.4)
総 計	(335)	(242)	(93)	(38.4)
内 訳				
普通会計分	76,086	112,415	△ 36,330	△ 32.3
公営企業会計等分	25,728	23,968	1,760	7.3
資金区分				
公 的 資 金	43,728	58,673	△ 14,945	△ 25.5
財 政 融 資 資 金	26,264	36,847	△ 10,583	△ 28.7
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	(335)	(242)	(93)	(38.4)
民 間 等 資 金	58,086	77,710	△ 19,625	△ 25.3
市 場 公 募	36,600	44,700	△ 8,100	△ 18.1
銀 行 等 引 受	21,486	33,010	△ 11,525	△ 34.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業等に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 8 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和4年度地方公営企業関係予算案主要項目

別添2

(通常収支分)

第1 総務省分 (単位:百万円)

項目	令和4年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘要
1 地方公営企業の助言及び調査研究に要する経費	9	9	0	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費(主な経費)公営企業経営アドバイザー派遣事業(モデル事業)
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	9	10	△1	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費(主な経費)検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	6	6	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行うために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	239	239	0	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・保守及びシステム改修に要する経費
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合計	266	267	△1	

第2 他省庁分 (単位:百万円)

項目	令和4年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘要
1 水道事業関係 (1) 水道水源開発等施設整備費補助	39,008 10,576	39,810 10,481	△802 95	厚生労働省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4
(2) 簡易水道等施設整備費補助	6,272	6,269	3	国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4
(3) 水道施設災害復旧事業費補助	356	356	0	内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2
(4) 生活基盤施設耐震化等交付金	21,804	22,704	△900	厚生労働省所管 簡易水道等施設 1/2 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/2・1/3・1/4
				内閣府(沖縄)所管 簡易水道施設 2/3
				厚生労働省所管
				厚生労働省所管 水道施設耐震化 1/2・4/10・1/3・1/4 水道事業運営基盤強化 1/3・1/4

項目	令和4年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘要
2 工業用水道事業関係 (1) 工業用水道事業費補助 (2) 水資源機構事業費補助 (3) 沖縄振興交付金事業推進費	2,185 2,025 138 22	2,231 2,025 138 68	△46 0 0 △46	経済産業省所管 工業用水道事業費補助 4/10 国土交通省所管 工業用水道事業費補助 4/10 内閣府所管 最大交付率 100% 改築分は、改良事業採択年度における交付率×3/4。
3 交通事業関係 (1) 地下高速鉄道整備事業費補助 (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (3) 自動車環境総合改善対策費補助金(旧:低公害車普及促進対策費補助金) (4) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金 (5) 公共交通利用環境の革新等	26,328 4,473 20,509 169 1,176 1	28,868 4,905 20,404 340 1,979 1,240	△2,540 △432 105 △171 △803 △1,239	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】35% 国土交通省所管 (公営企業分は内数) 国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】1/3 観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】1/3 観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】1/2,1/3,2/3
4 病院事業関係 (1) 施設・設備分 ① 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業除く。) ② 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業分)	113,068 4,840 2,122 500	127,089 8,648 2,759 2,516	△14,021 △3,808 △637 △2,016	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 厚生労働省所管(公営企業分は内数) 厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2・1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/3 2) フライマリエア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修医環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡時画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 1/2 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 エ 分娩取扱施設施設整備事業 1/2 ※内閣府所管(沖縄分)についてはH24から沖縄振興公共投資交付金として、一括交付金化 厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/2

項 目	令和4年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
③ 医療施設等設備整備費補助金	2,218	3,373	△ 1,155	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2・3/4 ウ へき地患者輸送車(艇) 1/2 エ へき地巡回診療車(船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2・1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡時画像診断システム等整備 1/2 エ 分娩取次施設設備整備事業 1/2 オ 医師が不足する地域における 若手医師等のキャリア形成支援事業 1/2 カ 実践的な手術手技向上研修施設設備 整備事業 1/2 キ 遠隔ICU体制整備促進事業 1/2 ク 産科医師不足地域における妊産婦 モニタリング支援事業 1/2
(2) 運営費等分	33,151	33,364	△ 213	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	9,165	9,415	△ 250	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
うちへき地保健医療対策費	2,572	2,572	0	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院 1/2 515 へき地診療所 3/4・2/3 857 へき地巡回診療車(船・航空機) 1/2 341 へき地患者輸送車(艇・航空機) 1/2 229 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 27 産科医療機関確保事業 1/2 312 その他 1/2 32
② 医療提供体制推進事業費補助金	23,986	23,949	37	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3、1/2、定額
(3) 医療介護提供体制改革推進交付金 (地域医療介護総合確保基金 (医療分))	75,077	85,077	△ 10,000	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
5 介護サービス施設整備事業関係	42,375	42,375	0	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	41,208	41,208	0	厚生労働省(公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1,167	1,167	0	厚生労働省(公営企業分は内数) 補助率 1/2、定額

項 目	令和4年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
6 市場事業・と畜場事業関係	17,262	19,029	△ 1,767	(公営企業分は内数)
(1) 強い農業づくり総合支援交付金	12,566	14,164	△ 1,598	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(4/10以内・1/3以内)
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	2,655	2,655	0	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(1/3以内・4/10以内・1/2以内・5.5/10以内 ・2/3以内)
(3) 消費・安全対策交付金	2,041	2,210	△ 169	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(10/10・9/10以内・1/2以内・1/3以内)
7 下水道事業関係	1,622,348	1,705,605	△ 83,257	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興公共投資交付金	36,806	47,732	△ 10,926	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・糞尿排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 地方創生整備推進交付金	39,777	39,777	0	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・糞尿排水施設
(3) 社会資本整備総合交付金	581,731	631,128	△ 49,397	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全社会資本整備交付金	815,570	853,984	△ 38,414	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	5,165	1,465	3,700	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 下水道防災事業費補助金	52,448	38,281	14,167	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(7) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	8,613	9,033	△ 420	環境省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(8) 農山漁村地域整備交付金	78,398	80,725	△ 2,327	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・糞尿排水施設
(9) 農山漁村振興整備交付金	3,840	3,480	360	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

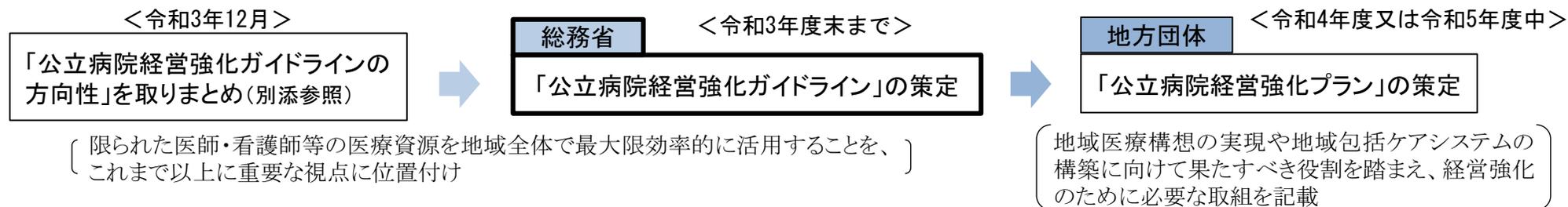
他省庁分

(単位：百万円)

項 目	令和4年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係 東日本大震災復旧・復興水道施設災害 復旧事業費補助	277 277	1,314 1,314	△ 1,037 △ 1,037	厚生労働省所管(復興計上分)
2 下水道事業関係 社会資本整備総合交付金	10,272 10,272	7,650 7,650	2,622 2,622	(公営企業分は内数) 復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
3 介護サービス施設整備事業関係 社会福祉施設等災害復旧費補助金	713 713	0 0	713 713	厚生労働省所管(復興計上分、公営企業分は内数)

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、地方団体が、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化に取り組めるよう地方財政措置を拡充・延長

1. 公立病院経営強化ガイドラインについて



2. 公立病院経営強化に係る地方財政措置の拡充・延長

地方団体がガイドラインを踏まえて策定する「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、地方財政措置を拡充・延長

(1) 機能分化・連携強化の推進に係る病院事業債（特別分）の拡充・延長

①病院の整備費全体を対象経費とする要件の見直し

複数の病院を統合する場合のほか、基幹病院が不採算地区病院への支援を強化し、その機能を維持する場合も対象に追加

②システム関係の対象経費の拡充

経営統合に伴うシステム統合をする場合のほか、医療情報の連携のための電子カルテシステムの統一等をする場合も対象経費に追加

(2) 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- ・看護師等の医療従事者の派遣、診療所への派遣を追加
- ・派遣元病院に対する措置を拡充（繰出額に対する措置の割合 0.6→0.8）

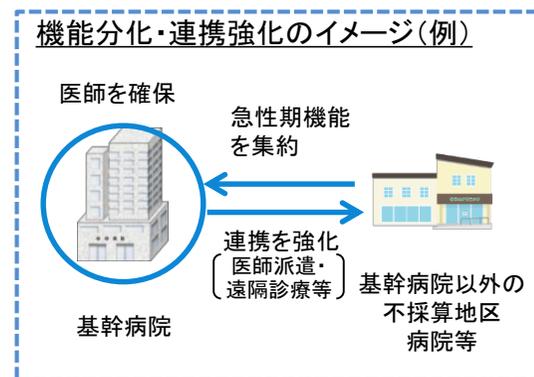
(3) 専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）【継続】

- ・「公立病院経営強化プラン」の策定や経営強化の取組を支援

3. その他の地方財政措置の見直し

(1) 不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げ（30%）の継続

(2) 地方交付税措置の対象となる建築単価の上限の引上げ（36万円/㎡→40万円/㎡）



「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の方向性について

令和3年12月10日
持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会
中間とりまとめ

これまでの取組

- 公立病院は、医師不足等による厳しい経営状況を踏まえ、総務省が示した公立病院改革ガイドライン（H19年度）及び新公立病院改革ガイドライン（H26年度）に基づき、公立病院改革プラン及び新公立病院改革プランを策定し、再編・ネットワーク化、経営の効率化、経営形態の見直しなどに取り組んできた。
※ 平成20年度から令和2年度にかけて、193公立病院が再編・ネットワーク化に取り組み、公立病院数は943から853に減少（▲9.5%）。
また、令和2年度時点で、94病院が独法化、79病院が指定管理に移行しており、全部適用の382病院を含め、計555病院（65.1%）がマネジメントの強化等に取り組んでいる。

課題

- 人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の不足を受け、地域医療を支える公立病院の経営は、依然として厳しい状況。
- 今後、医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。

対応

- こうした課題を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療を支える公立病院の経営強化に向けた新たなガイドラインの策定が必要。
- ガイドライン策定にあたっては、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点をこれまで以上に重視するとともに、感染症拡大時の対応という視点も踏まえる必要。
※ ガイドラインの策定期間については、地域医療構想を含む第8次医療計画策定の進め方を踏まえ、各地方公共団体において、公立病院の経営強化に向けた取組の検討や、公立病院経営強化プランの策定に着手することが可能となるよう、今年度末までに策定することを想定。

新たなガイドラインの方向性

- ① 地方公共団体に対する公立病院経営強化プランの策定の要請
 - i) 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
 - ii) プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
 - iii) プランの内容 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情に応じた、公立病院の経営強化のために必要な取組を記載するよう求める
- ② 都道府県の役割の強化
 - ・ 都道府県の役割としては、地域医療構想の策定主体としての調整機能をこれまで以上に強化することが必要
 - ・ 特に、機能分化・連携強化については、医療資源が比較的充実した都道府県立病院等が中小規模の公立病院との連携・支援を強化していく枠組みも含め、都道府県が積極的に助言・提案していくことが重要

プランの内容のポイント

- 地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を踏まえ、経営強化のために必要な取組を記載。主なポイントは以下のとおり
- 【ポイント①】機能分化・連携強化の推進
 - ・ 地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を明確化・最適化（特に、基幹病院に急性期機能を集約し、医師を確保した上で、それ以外の不採算地区病院等との連携を強化）
 - 【ポイント②】医師・看護師等の確保、働き方改革の推進
 - ・ 不採算地区病院等への医師・看護師等の派遣の強化 ・ 働き方改革の推進
 - 【ポイント③】経営形態の見直し
 - ・ 柔軟な人事・給与制度を通じ、医師等の確保につながる経営形態の見直し
 - 【ポイント④】新興感染症に備えた平時からの対応
 - ・ ①～③の取組に加え、感染拡大時に転用しやすい施設・設備の整備

(参考) 新経済・財政再生計画 改革工程表2021

「新経済・財政再生計画改革工程表2021」(令和3年12月)抜粋

30. 地域医療構想の実現、大都市や地方での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携の促進

a. 第8次医療計画(2024年度～2029年度)における記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けて、検討状況を適時・適切に各自治体と共有しつつ、「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しを行う。

中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、その基本的な枠組み(病床必要量の推計など)を維持しつつ、着実に取組を進めていく。

b. 各都道府県において第8次医療計画(2024年度～2029年度)の策定作業が2023年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求める。

また、検討状況については、定期的に公表を求める。

各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域については、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援する。

c. 都道府県が運営する地域医療構想調整会議における協議の促進を図る環境整備として、広く地域の医療関係者等が地域医療構想の実現に向けて取り組むことができるよう、議論の促進に必要と考えられる情報・データの利活用の在り方、地域医療構想調整会議等における議論の状況の「見える化」やフォローアップの在り方等について、法制上の位置付けも含め、自治体と丁寧に検討の上、地域医療構想を着実に進めるために必要な措置を講ずる。

d. 地域医療構想の議論の進捗状況を踏まえつつ、各都道府県において、第8次医療計画を策定する。

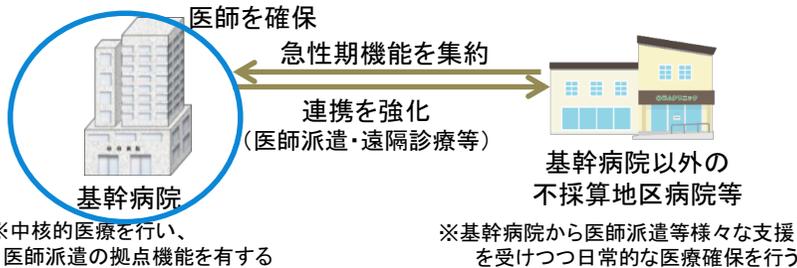
公立病院経営強化に係る地方財政措置等における対応

各公立病院に策定を求める プランのポイント

【ポイント①】機能分化・連携強化の推進

- ・地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を明確化・最適化（特に、基幹病院に急性期機能を集約し、医師を確保した上で、それ以外の不採算地区病院等との連携を強化）

機能分化・連携強化のイメージ



【ポイント②】医師・看護師等の確保、働き方改革

- ・不採算地区病院等への医師・看護師等の派遣の強化
- ・働き方改革の推進

【ポイント③】経営形態の見直し

- ・柔軟な人事・給与制度を通じて医師等の確保につながる経営形態の見直しを引き続き推進

【ポイント④】新興感染症に備えた平時からの対応

- ・方向性①～③に沿った取組の徹底
- ・感染拡大時に転用しやすい施設・設備の整備

地方財政措置等における対応

- 「機能分化・連携強化」に伴う施設・設備の整備に係る病院事業債（特別分）（交付税措置率40%。通常分は25%）の延長・拡充

- ・病院数の減に関する要件の見直し

（複数病院の統合（病院減が原則）の場合のほか、基幹病院が医師派遣の増加等の支援を強化し、救急医療などの地域において必要とされる不採算地区病院の機能を維持する場合にも、新たな基幹病院の整備費全体を対象経費とする）

- ・システム関係経費の拡充

（経営統合に伴うシステム統合のほか、医療情報の連携等を対象に追加）

- 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- ・看護師等医療従事者の派遣、診療所への派遣を対象に追加
- ・派遣元に対する措置の拡充（繰出額に対する措置の割合を0.6→0.8に引上げ）

- 先進事例の横展開

- 専門アドバイザーの派遣による助言

※新興感染症に備えた平時からの対応に関する政府の方針と併せて検討

【その他の措置】実態を踏まえた単価の改定等

- ・不採算地区病院への繰出金に係る特別交付税措置の基準額の見直し（30%引上げ）を、令和4年度も継続
- ・地方交付税措置の対象となる建築単価の上限の見直し（36万円/㎡→40万円/㎡）

機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備への病院事業債(特別分)【R4拡充】

- 公立病院は、医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域の中で各公立病院が担うべき役割や機能を明確化・最適化する「機能分化・連携強化」を通じて、医師確保等の経営強化を図り、持続可能な地域医療提供体制を確保する必要。
- こうした機能分化・連携強化の取組を後押しするため、公立病院経営強化プランに基づき令和9年度までに行われる公立病院等の機能分化・連携強化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置。

対象要件

以下のいずれかに該当すること。

A. 複数病院の統合

○経営主体が統合されること。

B. 複数病院の相互の医療機能の再編

○地域医療構想に沿って、関係病院等間において、以下に掲げる全ての取組が行われること。

- ア 基幹病院への急性期機能の集約
- イ 基幹病院以外の病院等の急性期から回復期等への機能転換等
- ウ 基幹病院から基幹病院以外の病院等への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援
- エ 基幹病院以外の病院等による基幹病院の術後患者等の受入体制の構築
- オ 医療情報の共有等による医療提供の連携体制の構築

対象経費

- ①病院・診療所間ネットワーク形成のための患者搬送車、遠隔医療機器等の整備
- ②経営主体の統合に伴う情報システムの統合、
関係病院等間の医療情報の共有や医師等の働き方改革に必要となる情報システム等の整備
- ③機能分化・連携強化後の基幹病院に新たに整備される高度・救急医療施設、医師の研修又は派遣の拠点機能を有する施設、これらの施設に設置される医療機器等の整備
- ④機能分化・連携強化後の基幹病院以外の既存施設の改修、医療機器等の整備
- ⑤統合等に伴う基幹病院の整備

・機能分化・連携強化にあたって新たに基幹病院の整備が必要となる場合に限る。
・「B. 複数病院の相互の医療機能の再編」の場合は、ウの取組により救急医療など地域において必要とされる不採算地区病院の医療機能を維持する旨が、統合協定書、連携協約等において明示される場合に限る。

病院事業債(特別分)の対象:元利償還金の40%を普通交付税措置



(参考)通常の病院事業債のスキーム



「不採算地区病院の医療機能を維持」の要件について

- 公立病院が医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、過疎地等に所在し、医師等の確保が特に困難である不採算地区病院の医療機能を維持・確保するためには、不採算地区病院において医療機能の見直しを行うとともに、医療資源が充実した基幹病院との連携を強化することが必要。
- このため、機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る病院事業債(特別分)においては、「B. 複数病院の相互の医療機能の再編」の場合であっても、対象要件ウの取組(基幹病院から不採算地区病院への医師派遣の相当程度の増加及び遠隔診療等の支援)により、救急医療など地域において必要とされる不採算地区病院の医療機能を維持する旨が、統合協定書、連携協約等において明示される場合に限り、対象経費⑤「統合等に伴う基幹病院の整備」を病院事業債(特別分)の対象とすることとしている(「A. 複数病院の統合」(病院減が原則)の場合には、現行通り統合に伴う新病院の整備は対象経費となる)。具体的には以下の通り。

1. 「救急医療など地域において必要とされる不採算地区病院の医療機能」とは

→ 地域において必要とされる医療機能は地域の実情によって様々であり、下記3. の統合協定書、連携協約等において具体的に明らかにしていただく必要がある。

2. 「医療機能を維持する」とは

→ 対象要件ウの取組(基幹病院から不採算地区病院への医師派遣の増加、遠隔診療等の支援)により、以下のいずれかが可能となる場合を指す。

- ① 診療科目又は救急等の病院機能の新設・再開
- ② 休止に直面している診療科目又は救急医療等の病院機能の維持
- ③ 機能見直しに伴い対応が困難となる診療科目又は救急医療等の病院機能の維持
- ④ その他これらに類する場合

3. 「統合協定書、連携協約等において明示」とは

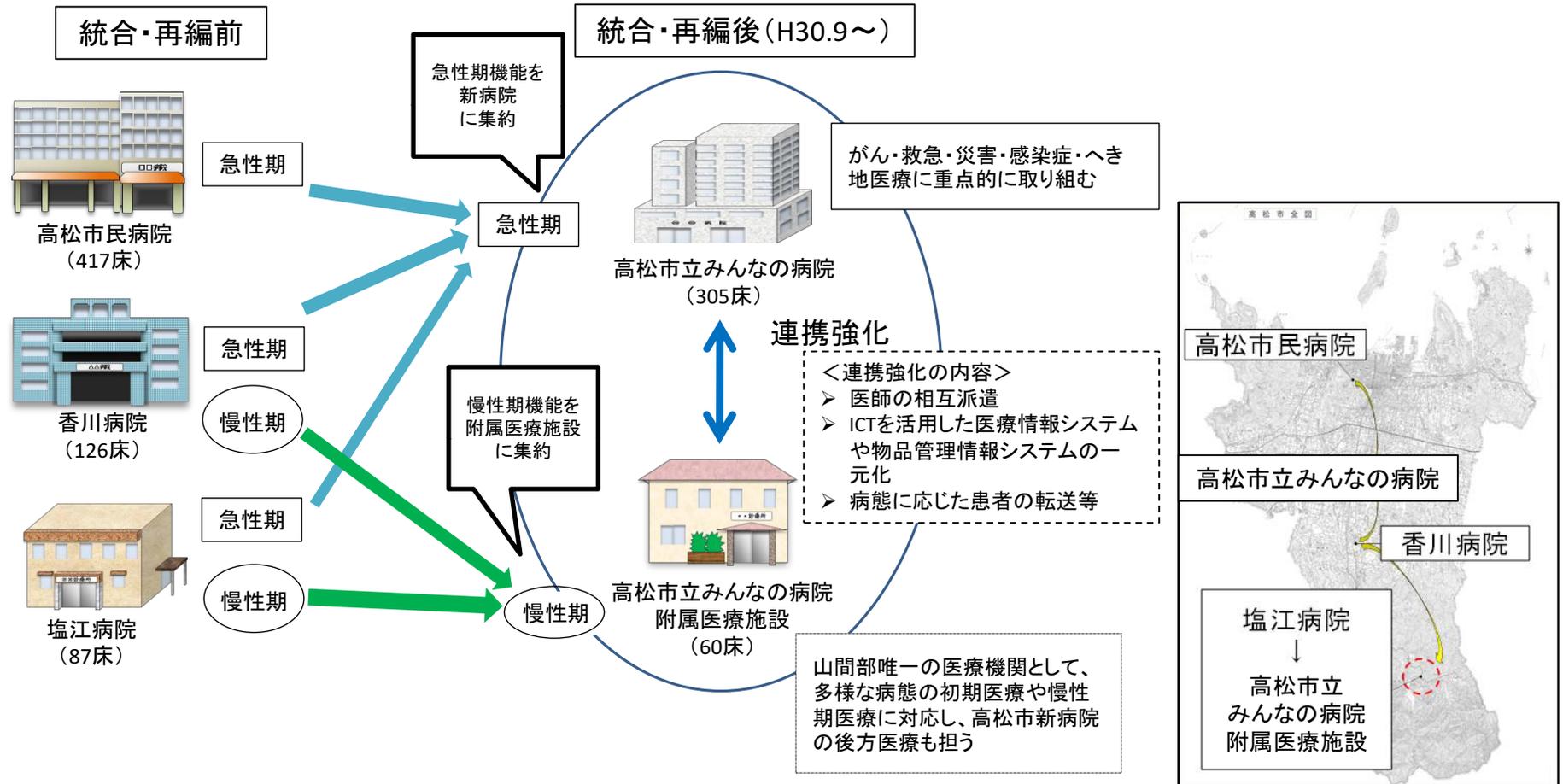
→ 経営主体を統合する場合には統合協定書等、経営主体の統合を伴わない場合には地方自治法第252条の2に基づく連携協約等の手続きにより、新たな基幹病院が行う支援の内容や維持される不採算地区病院の医療機能等について、関係自治体間で合意した内容を、議会に報告し住民に情報を公開することを指す。

→ 上記1の医療機能維持のため統合協定書、連携協約等に具体的な支援内容を記載することが必要。その際、医師派遣回数^{の相}当程度の増加を盛り込むことが必要。「相当程度」とは上記医療機能の維持のため不足する医師を補完する程度を指す。

機能分化・連携強化の事例(自治体病院間)①

香川県高松市内の3公立病院の機能分化・連携強化(3病院を2病院へ統合・再編)

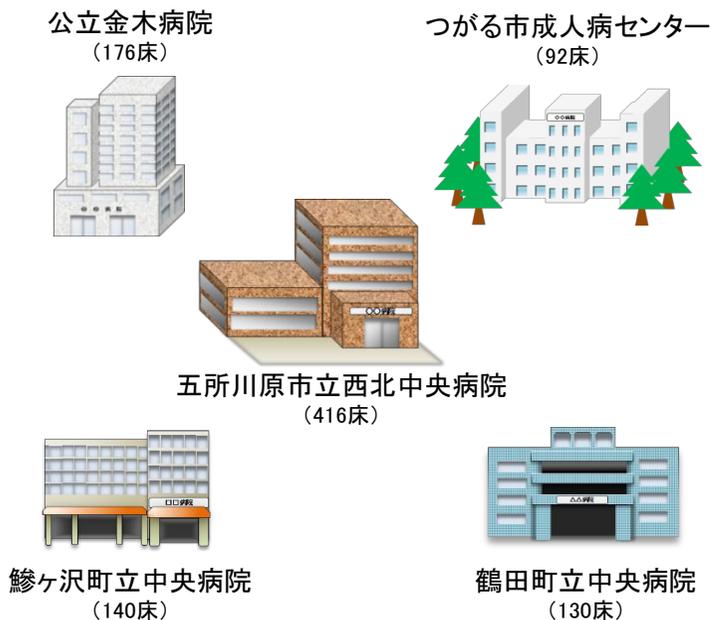
- 高松市民病院と香川病院を移転統合して「高松市立みんなの病院」を建設し、塩江病院をその附属医療施設とする再編
- 「高松市立みんなの病院」: 高松市医療全体の最適化を目指すリーディングホスピタルとして地域の医療水準の向上を図る
- 「附属医療施設」: 山間部唯一の医療機関として多様な病態の初期医療等に対応するとともに、「高松市立みんなの病院」の後方支援病院としての機能も担う



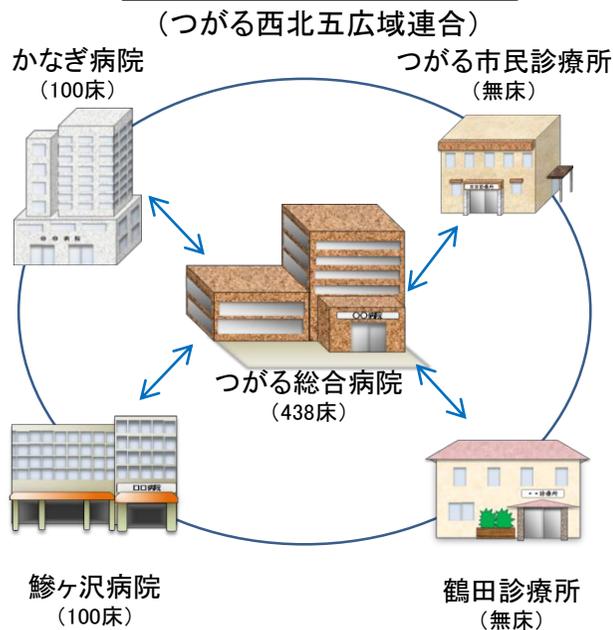
機能分化・連携強化の事例(自治体病院間)②

基幹病院・サテライト型(青森県西北五医療圏の例)

統合・再編前



統合・再編後(H26.4~)

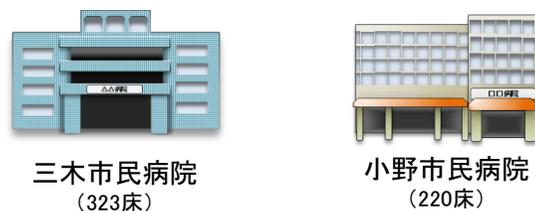


<取組による主な効果>

- ・ 広域連合内の医師数が増加(50名(H23)→61名(H26))するとともに、中核病院の診療科が充実(16診療科→21診療科)。
- ・ 関係医療機関において患者情報を共有し、切れ目ない医療提供を実現。

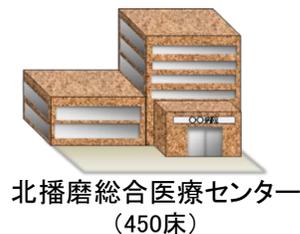
統合型(兵庫県三木市・小野市の例)

統合・再編前



統合・再編後(H25.10~)

(北播磨総合医療センター企業団)



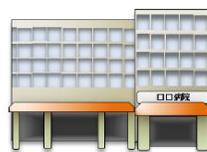
<取組による主な効果>

- ・ 医師数が増加(62名(H24)→88名(H25))し、診療科が充実。(21診療科→33診療科)
- ・ 休止・縮小していた分娩や小児救急を開始・拡充するなど、必要とされる地域医療を確保。

機能分化・連携強化の事例(他自治体・民間との統合例)

県・市統合型(日本海総合病院の例)

統合・再編前



山形県立
日本海総合病院
(528床)

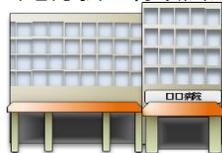


酒田市酒田病院
(400床)



統合・再編後(H20.4~)

(地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構(H20.4~))



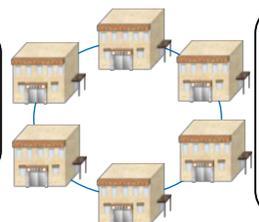
日本海総合病院
(646床)



酒田医療センター(114床)
(H30.4~日本海酒田リハビリ
テーション病院)

役割分担
(急性期) ←→ (回復期、慢性期)

(H30.4~)
酒田市立八幡病院
(46床)を無床診療
所化したほか酒田
市運営の5診療所
を同機構に統合



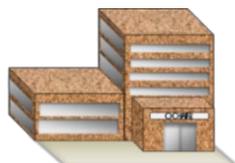
(H30.4~)
地域医療連携推進法人
制度を活用し、医師会、
歯科医師会、薬剤師会
等の参画を得て地域包
括ケアシステムのモデル
構築等に取り組む「日
本ヘルスケアネット」を
設立し連携強化

<取組による主な効果>

- 〈日本海総合病院〉
 - ・酒田医療センターから診療科を移行して、急性期病院として集約を図り、手術件数の増加、平均在院日数の短縮を実現。
- 〈日本海酒田リハビリテーション病院〉
 - ・療養病床への移行(7科→2科)、回復期リハビリテーション機能の強化により、回復期・慢性期に対応
 - ・2病院間の役割分担と、人員配置の弾力化により、医師数の増加(105名(H19) → 157名(H30))等を実現。

官・民統合型(兵庫県加古川中央市民病院の例)

統合・再編前



加古川市立
加古川市民
病院(405床)

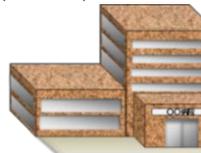


神鋼加古川病院
(株式会社立)
(198床)

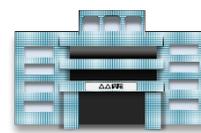


統合・再編後

(地方独立行政法人加古川市民病院機構)
(H23.4~)



加古川西
市民病院
(405床)



加古川東
市民病院
(198床)

平成28年7月に
2病院を統合した
新病院を開院

(H28.7~)
加古川中央
市民病院
(600床)

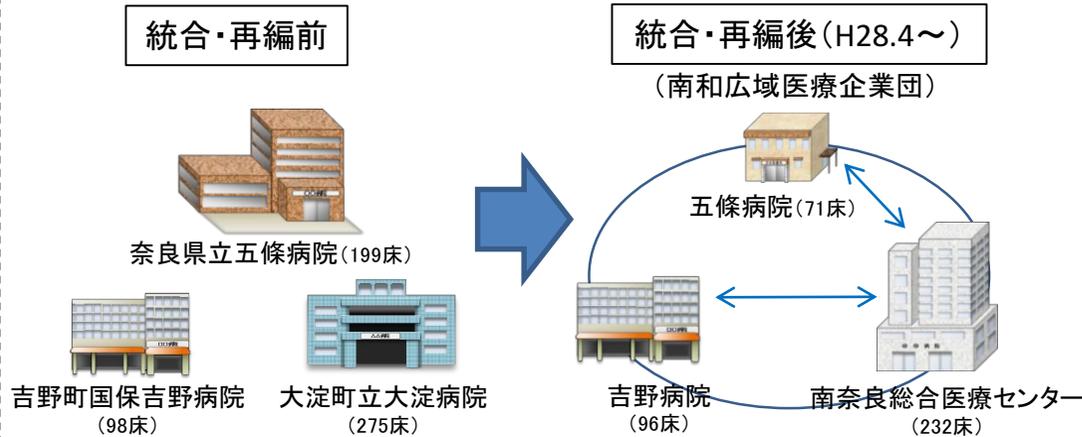
<取組による主な効果>

- ・教育支援機能を充実し、豊富な臨床経験を可能とするなど、病院の魅力を高めることにより、医療スタッフを確保(医師99名(H22)→137名(H28))。
- ・医療スタッフの確保、経営統合による2病院間の柔軟な人員配置等により、効果的かつ総合的な診療体制を実現(19科→30科)。
- ・休床中の病床の段階的な再開(稼働病床526床→600床)を実現。

県立病院等と不採算地区病院等との連携事例

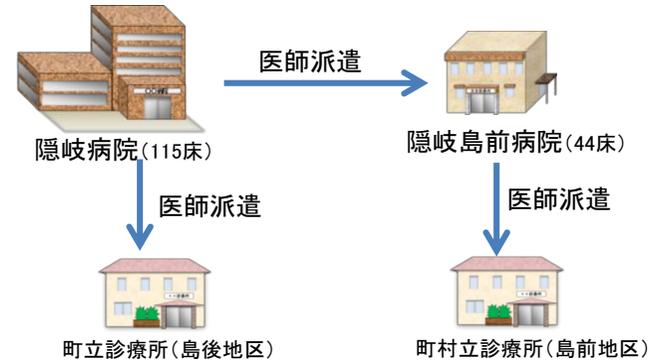
○ 不採算地区病院の経営を、県と市町村が共同で行うことにより県のリソースを活用することが可能となり、医師・看護師の確保、財源の確保等が図られ、救急、診療科目の維持等地域医療の確保が可能となった事例が報告されている。

【参考1】南和広域医療企業団の事例



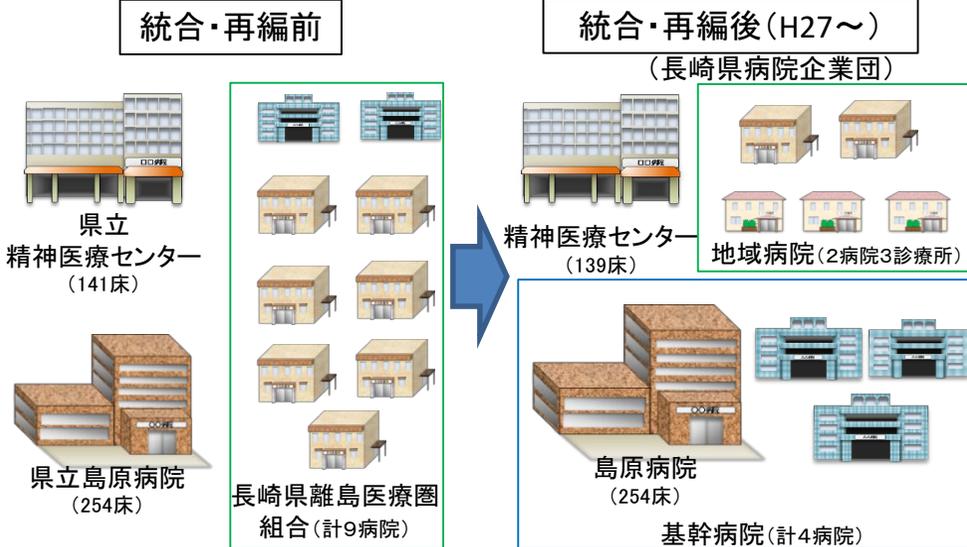
【参考2】隠岐広域連合の事例

※平成11年に県と隠岐の4町村とで広域連合を設置。



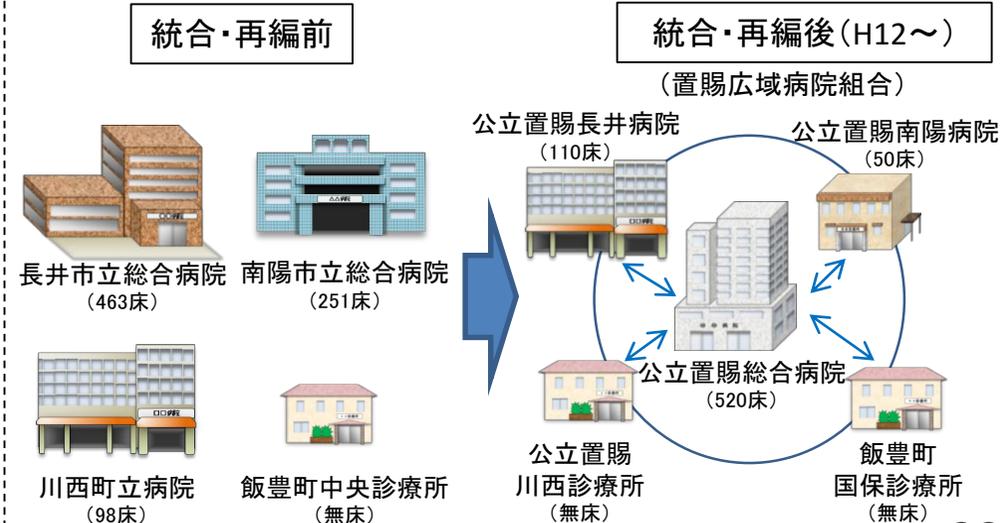
【参考3】長崎県病院企業団の事例

※平成21年度に県と市町とで一部事務組合を設立し、圏域内の病院を再編。



【参考4】置賜広域病院組合の事例

※平成7年度に県と2市2町とで一部事務組合を設立し、圏域内の病院を再編。



医師・看護師派遣等に係る地方財政措置【R4拡充】

- 医師・看護師等の医療従事者の確保が困難である過疎地等の公立病院・診療所の医療提供体制を維持・確保するため、地域の拠点病院からの医師・看護師等の派遣に係る経費に対して特別交付税を措置。
- 医療従事者の働き方改革にも対応するため、令和4年度から、看護師、薬剤師、技師等の医療従事者の派遣、公立診療所への派遣を追加するとともに、医師・看護師等の派遣元病院に対する措置を拡充。

派遣元病院

○対象医療機関

公立病院(一般行政病院、公立大学法人を除く)、公的病院等

※ 派遣先は公立病院・公立診療所に限る

○対象経費

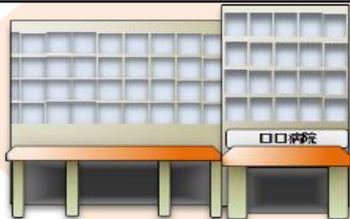
派遣元の公立病院及び公的病院等が派遣期間中に派遣医師・看護師等を確保するための経費(派遣医師・看護師等に支給する給与費)への繰出金に対して特別交付税措置

※ R4から看護師等の医療従事者の派遣を追加

○算定方法

基準額(単価×派遣日数)と一般会計繰出額×0.8
のどちらか少ない額 ※R4から0.6→0.8へ拡充

地域の拠点病院



医師・看護師等を派遣
※同一自治体間の派遣
は対象外

派遣先病院等

○対象医療機関

・公立病院(一般行政病院、公立大学法人を含む)

・公立診療所 ※R4から追加

※ 派遣元の医療機関等の種類は問わない

○対象経費

医師・看護師等の派遣を受けることにより生じる経費(旅費、派遣元病院への負担金)への繰出金に対して特別交付税措置

※ R4から看護師等の医療従事者の派遣を追加

※報酬、賃金、手当等の労働の対価として支払った経費は対象外

○算定方法

一般会計繰出額×0.6

医師・看護師等が不足している公立病院・診療所



経営条件の厳しい地域に所在する公立病院への財政措置の拡充【R4継続】

- 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院(不採算地区病院)は、今般のコロナ禍においても、地域唯一又は主要な病院として、平素の医療に加え、発熱外来の開設、PCR検査、行政部門と連携した住民の健康相談対応やワクチン接種の促進等に取り組んでいる。
- コロナ禍においても、病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、直近の不採算地区病院の実態を踏まえ、令和3年度に行った不採算地区病院への特別交付税の基準額引上げ(30%)を令和4年度も継続することとする。

【不採算地区病院設置自治体】



不採算地区病院の運営に要する経費に係る一般会計繰出金

【不採算地区病院】



$$\text{特別交付税措置額} = \text{一般会計繰出金} \times 0.8$$

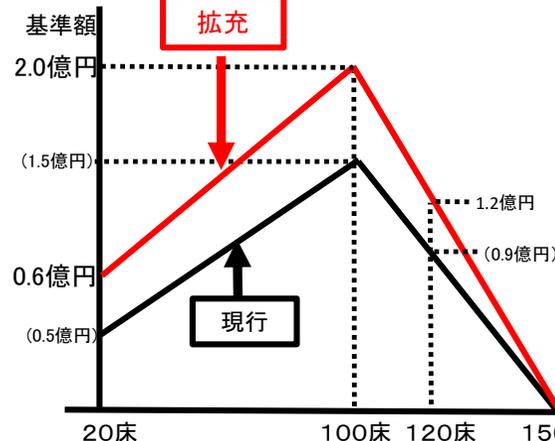
<病床数に応じた基準額あり>

- (第1種) 当該病院から最寄りの病院までの移動距離が15km以上
- (第2種) 当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満
※人口3万人以上の場合は基準額を逡減

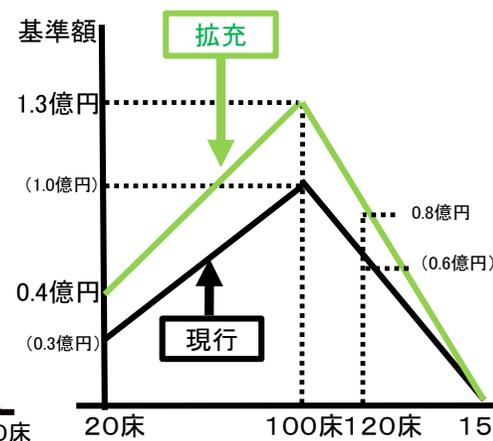
不採算地区病院について想定されるコストアップ
に対応する観点から、基準額を30%引き上げ

<厚生連、日赤等の公的病院等も同様の措置を講じる>

1種の算定イメージ



2種の算定イメージ



公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価について

○ 公立病院の新設・建替等に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を、最近の建設費の状況等を踏まえ、36万円/㎡から40万円/㎡へ引上げることとし、令和3年度の病院事業債から適用(継続事業についても、令和3年度分の病院事業債から適用)。

(参考)

【公立病院】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数(件)	38	43	38	29	14	19	26	19	22	17
平均建築単価(千円/㎡)	307	326	353	472	491	406	436	444	480	475

【公的病院】 ※日赤、済生会、厚生連、国立病院機構

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数(件)	24	26	25	10	8	17	4	6	4	9
平均建築単価(千円/㎡)	214	259	321	358	415	364	405	396	401	406

13%増

【公立病院を除く民間病院等】※1

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
平均建築単価(千円/㎡)	208	220	239	275	301	346	347	365	392	370

35%増

○公共工事設計労務単価 ※2

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
公共工事設計労務単価の伸び率(全国)	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%

22%増

○建築費指数 ※3

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
建築費指数【H23年度基準】	100	102	106	115	118	115	117	121	124	125

9%増

※1 出典:「2020年度福祉・医療施設の建設費について」(2021.7.8 独立行政法人福祉医療機構)

※2 出典:「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」(2021.2.19 国土交通省)

※3 建物を建築する際の工事価格の変動を明らかにすることを目的として、一般財団法人建設物価調査会が算出する建築工事に関する一種の物価指数(毎年4月に前年度平均を公表)

公立病院医療提供体制確保支援事業

地域医療振興協会

持続可能な質の高い地域医療提供体制の確保に向けた**公立病院の支援に関する協定**

【支援内容例】

- ①**病院機能・経営見直し助言**
- ②指定管理者の受託
- ③医師等出向による診療支援
- ④遠隔診療支援
- ⑤医療人材研修 等

※②～⑤に要する経費は通常の病院運営経費として病院負担(一部既存の地方財政措置あり)

総務省

【基礎的支援】※総務省と地方公共団体金融機構(JFM)の共同事業

地域医療振興協会からアドバイザーを継続派遣

- ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」として実施(アドバイザー派遣経費はJFM負担)。具体的には以下のとおり。

医療政策に関する国の動き、診療報酬改定等の説明
支援事業主体による病床機能、経営形態の見直しの事例紹介
支援対象病院の求めに応じた病床機能・経営形態の見直しに係る助言及び提案

【専門的支援】※総務省と地域医療振興協会の共同事業

地域医療振興協会の支援メニューを活用した診療・経営改革支援の実施計画作成

- ・地域医療振興協会が支援対象市町村と協定を締結して実施
- ・支援期間・費用は市町村と地域医療振興協会にて協議。**一般会計繰出額の8割について特別交付税措置**(措置上限額4百万円)
- ・支援対象市町村は**公募**を行い、地域医療振興協会・都道府県の意見を踏まえて**総務省が決定(3~5団体/年)**

病床機能転換等を検討したい
中小規模市町村立病院

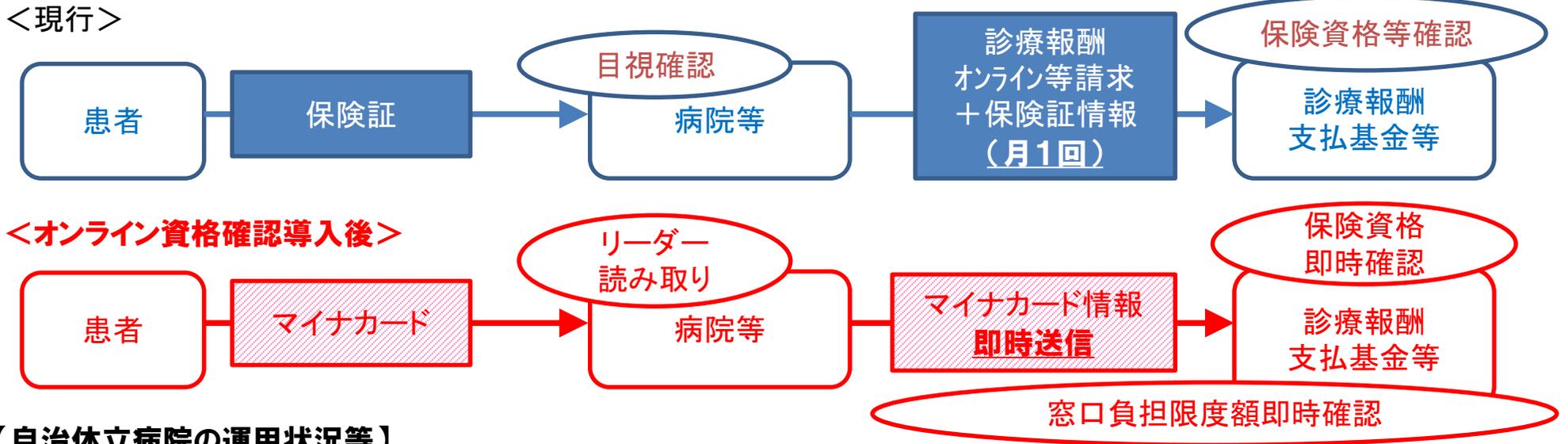
へき地等に所在する二百床未満程度の病院を想定

- ・市町村は病床機能転換等の検討状況に応じて**基礎的支援・専門的支援**を選択して応募
- ・支援対象病院が「**実施計画の執行**」も希望する場合は**地域医療振興協会による指定管理**等も相談可能

マイナンバーカードの健康保険証利用(オンライン資格確認)について

- ・オンライン資格確認は、**令和3年10月に本格運用開始。**
- ・住民にマイナカードの利便性を実感いただくためにも、**特に住民に身近な公立病院は、早急の導入が極めて重要。**
- ・各医療機関窓口でオンライン資格確認を行うには、**カードリーダー設置・既存システムの改修等が必要。**

【医療機関における保険証情報の取扱い】



【自治体立病院の運用状況等】

(令和4年1月4日時点)

① 運用開始済みの病院	… 648 (73.8%)	} 合計 91.3%
② 令和3年度中に運用開始予定の病院	… 154 (17.5%)	
③ 令和4年度以降に運用開始予定の病院(※)	… 76 (8.7%)	

※ 大規模なシステム改修に併せて導入予定、導入に際し回線整備が必要な病院 等

⇒ 今後運用開始予定の病院においては、できる限り早期に導入できるよう、着実に準備を進める必要

(参考) 民間病院、診療所、薬局等を含めた全医療機関での運用開始施設数(令和4年1月2日時点)
22,823施設 / 229,402施設 (10.0%)

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

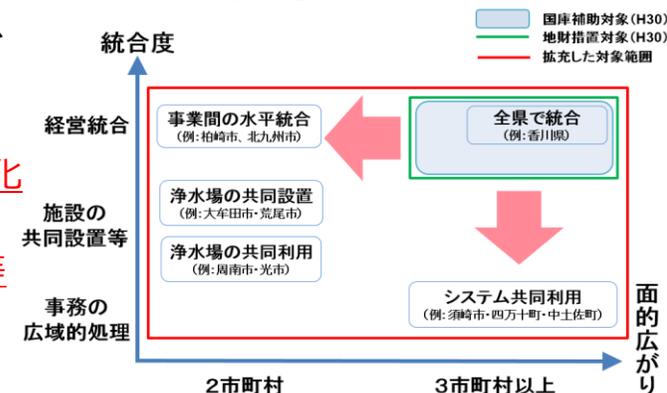
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出。
- 令和3年10月に、都道府県ヒアリングを実施し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化等に関するシミュレーション等をプランに盛り込むことなどを助言。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



令和4年度予算案における主な制度改革案

① 広域化に伴う水道施設の撤去費用

広域化に伴い施設の統廃合を行う場合、新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある廃止する水道施設(浄水場及び配水池)の撤去費用について、財政支援を行う。

② 広域化に伴い特定簡易水道事業に該当する場合の経過措置

広域化(経営の一体化)に伴い、簡易水道事業が特定簡易水道事業に該当することになった場合において、一定期間に限り、引き続き簡易水道施設国庫補助金等の対象とする経過措置を設ける。

③ 新技術に対する支援

IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業について、IoT活用推進モデル事業の対象に加える。

④ 旧簡易水道施設の施設整備

旧簡易水道事業の施設整備について、地方財政措置の対象要件を満たす簡易水道事業を統合した上水道事業を補助対象に加える。

<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

※広域化・共同化の効果事例：

- ①秋田市単独公共下水道の県流域下水道への接続（処理場の統廃合により、維持管理約70億円、改築更新投資約50億円の削減（50年間の試算））
- ②山形県新庄市と周辺6町村による処理場の集中管理（維持管理費用を年間約3,000万円削減）

<「広域化・共同化計画」策定の要請>（国交省、農水省、環境省と連携）

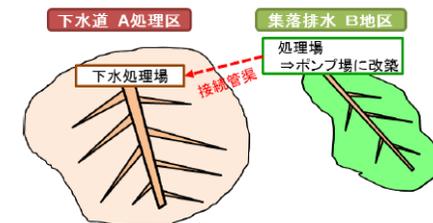
- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請。
- 策定支援のため、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」を作成・公表
- 令和3年1月に、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを同計画に盛り込むよう事務連絡を发出。
- 令和3年6月に、都道府県の強力なリーダーシップのもと令和4年度までに同計画を策定するよう改めて要請する事務連絡を发出。

※あわせて流域下水道の処理割合が高い都道府県等へのヒアリング実施を通知。

<地方財政措置>

- （令和元年度～）複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する複数事業の施設の統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設整備費について処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常の建設改良事業においては、16%～44%（事業費補正分））
- （令和4年度～）流域下水道への統合及び同一下水道事業内の処理区統合に係る地方財政措置を拡充（詳細次頁以降）

【処理場の統廃合】



下水道事業の広域化に係る地方財政措置の拡充①

趣旨

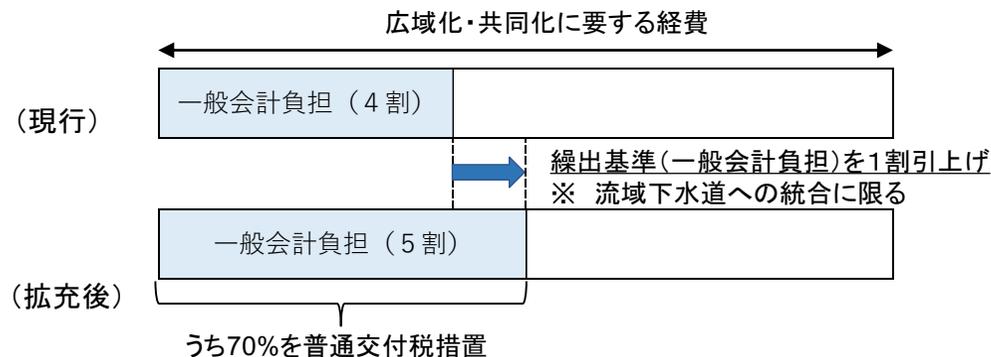
- 平成30年1月に関係省庁(国交省・総務省・農水省・環境省)連名で各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請。
- これを受けて都道府県において令和4年度末までに広域化・共同化計画を策定するとともに、各地方団体において同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進める必要。

下水道事業債(広域化・共同化分)に係る地方財政措置の拡充

① 流域下水道への統合に係る措置率の見直し

統合に要する経費の実態等を踏まえ、都道府県主導の流域下水道への統合の取組を推進する観点から、流域下水道への統合のために市町村が実施する接続管渠の整備・ポンプ場の設置について、繰出基準を1割引き上げる。

<処理区域内人口密度100人/ha以上の例>



<地方財政措置>

処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分※	(拡充案) 流域下水道への 接続分
25未満	56%	63%
25以上50未満	49%	56%
50以上75未満	42%	49%
75以上100未満	35%	42%
100以上	28%	35%

※ 繰出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割
交付税措置：普通交付税措置 7割

② 市町村内の処理区統合を対象に追加

現行措置(複数市町村の統合、市町村内の事業統合)に加え、市町村内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加する。

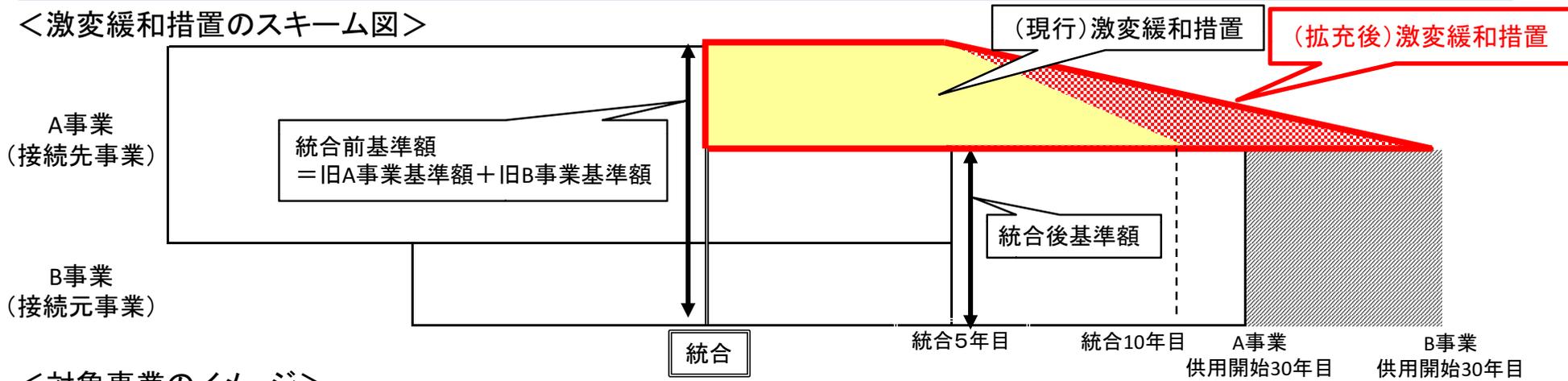
※①、②のいずれも広域化・共同化計画に基づき実施する整備事業を対象とする。

下水道事業の広域化に係る地方財政措置の拡充②

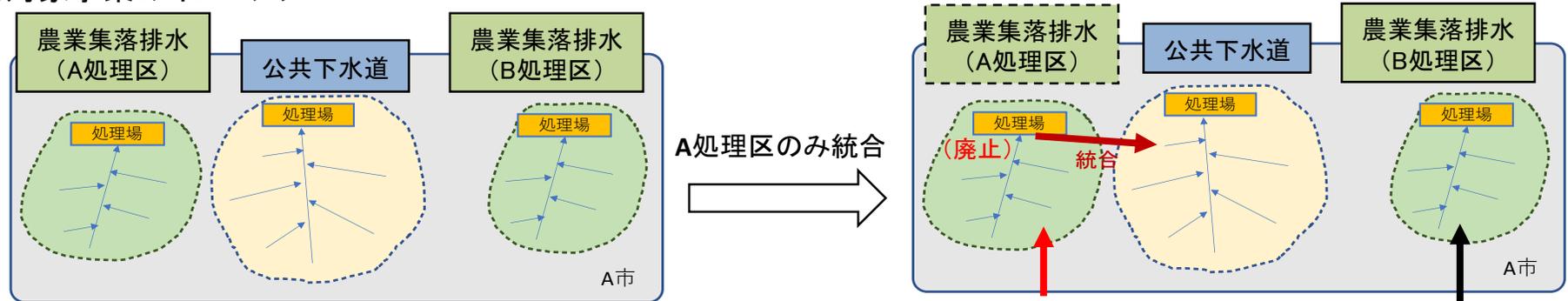
高資本費対策の激変緩和措置の拡充

- 広域化・共同化計画の策定に当たり、各地方団体において、公共下水道と集落排水の統合等が検討されていることに加え、令和4年度から社会資本整備総合交付金等の交付対象が拡充されることを踏まえて、公共下水道と集落排水の統合等の広域化を推進する観点から、事業統合に係る激変緩和措置の適用期間を拡充し、統合翌年度から接続元事業（下図のB事業）の供用開始30年目まで、高資本費対策の段階的縮減を実施する。ただし、広域化・共同化計画に基づき実施する事業統合を対象とする。
- この措置は、農業集落排水のうち一部の処理区を公共下水道に統合する場合など、下水道事業のうち一部の処理区を別の下水道事業に統合する場合も対象となる。（以下の「対象事業のイメージ」を参照）

<激変緩和措置のスキーム図>



<対象事業のイメージ>



高資本費対策の30年激変緩和措置の対象 存続した部分について要件を満たす場合、高資本費対策の対象

公共施設の脱炭素化の取組等の推進

- 令和3年10月に改定された地球温暖化対策計画において、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率直的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加
- 公営企業の脱炭素化の取組についても、地方財政措置を創設

1. 公共施設等適正管理推進事業費における「脱炭素化事業」の追加

【対象事業】

地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている以下の地方単独事業

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象

【事業期間】 令和4年度～令和7年度 【事業費】 1,000億円

【地方財政措置】

公共施設等適正管理推進事業債

(充当率：90% 交付税措置率：財政力に応じて30%～50%)



<ZEB(Net Zero Energy Building)とは>
一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

2. 公営企業の脱炭素化

【対象事業】

公共施設等適正管理推進事業費（脱炭素化事業）と同様

【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2について、一般会計負担（繰出）とし、財政力に応じて当該負担の30～50%について交付税措置

公営企業債(脱炭素化事業)について

○ 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)を踏まえ、公営企業施設等について脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、以下のとおり、地方財政措置を講ずる。

【対象事業】

項目	対象事業
① 太陽光発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等に設置される太陽光発電施設・設備、太陽光発電による電力を蓄電するための蓄電池施設・設備 ※ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度等の適用を受け、売電を主たる目的とする太陽光発電施設・設備については対象外
② 建築物におけるZEBの実現	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等をZEBの省エネ基準に適合させるための改修
③ 省エネルギー改修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等を建築物省エネ法の建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)に適合させるための改修 水道施設等における省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー設備の導入 など(改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できる改修に限る)
④ LED照明の導入	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業施設等へのLED照明の導入

※ 上記に係る地方単独事業・補助事業を対象

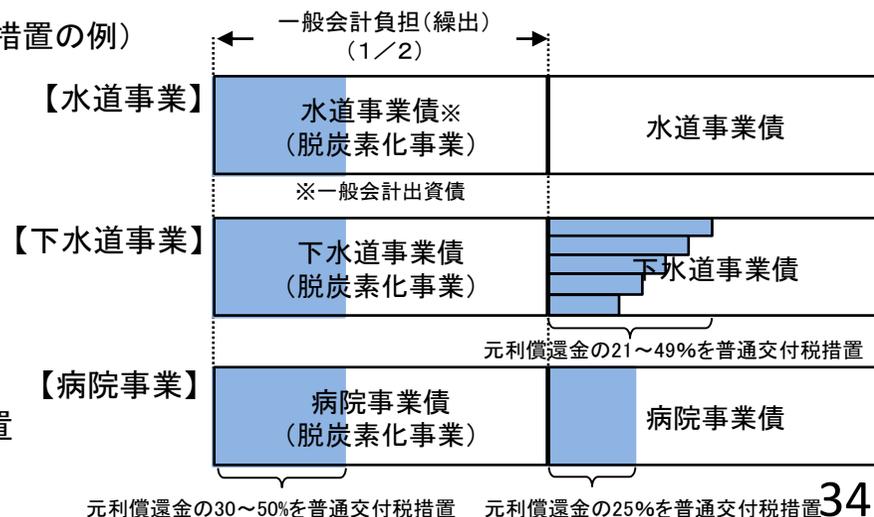
【事業期間】

令和4年度～令和7年度

【地方財政措置】

地方負担額の1/2に事業債(脱炭素化事業)を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、当該元利償還金の30%(財政力に応じて30～50%)について普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常の事業債を充当)

(地方財政措置の例)

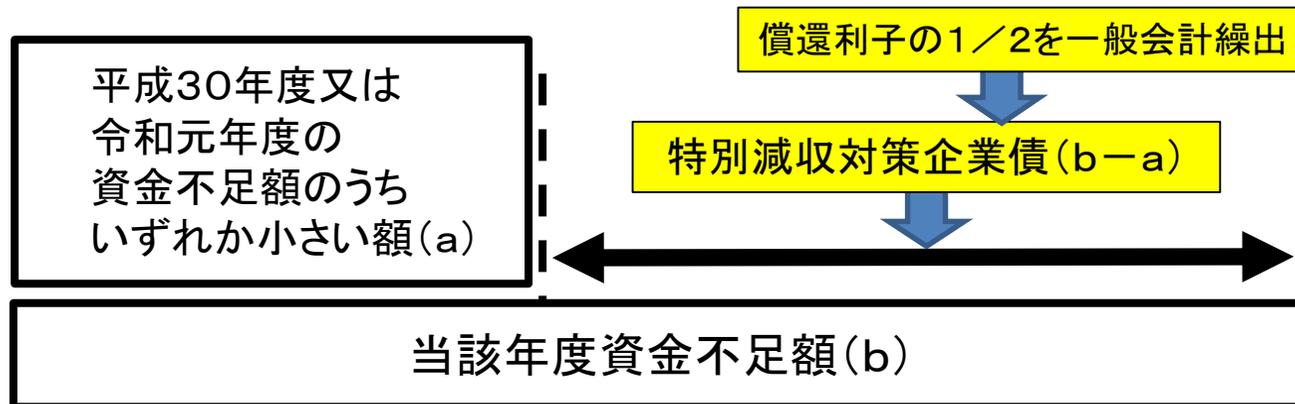


新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度を創設。

新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度も公営企業の減収が発生する恐れがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、令和4年度も引き続き「特別減収対策企業債」の制度を継続。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる（特別減収対策企業債）。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置（措置率0.8）を講じる。
- 償還年限は原則15年以内



公営企業における更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念

さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

新経済・財政再生計画 改革工程表2021

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b.経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c.9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。《総務省》</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e.経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。《総務省》</p>	→	→	→
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○ その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	

新経済・財政再生計画 改革工程表2021

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>			

新経済・財政再生計画 改革工程表2021

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）		
		22	23	24
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）【2022年度までに450地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。→</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。→</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。→</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、施設の統廃合等を盛り込んだ計画を2022年度までに策定するにあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。→</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。→</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。→</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>		
	<p>○持続可能な地域医療体制を確保するための新たなガイドラインの策定【公立病院の経営強化の方策の検討状況を踏まえて策定】</p>	<p>7. 公立病院について、持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化の推進</p> <p>a. 医師不足等による厳しい経営状況を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域医療構想と整合性を図りつつ、公立病院の経営強化の方策を検討し、新たなガイドラインを策定。《総務省》→</p>		

新経済・財政再生計画 改革工程表2021

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）			
		22	23	24	
<p>○平成29年度決算において経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当した第三セクター等と関係を有する地方公共団体のうち、該当した要件に係る数値（債務超過額など）が改善している団体の数</p> <p>①債務超過法人</p> <p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額（損失補償、債務保証、短期貸付）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の地方公共団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>			

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- 令和2年度までの策定を要請（平成28年1月）。
- 令和3年3月31日時点の**策定率は90.8%**。**令和3年度までには、既に策定済みの事業を含め、98.0%が策定予定。**
- 未策定の事業については、引き続き策定を推進。

公営企業経営戦略の策定状況（令和3年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済	②令和3年度に策定予定	合計 (①+②)	③令和4年度以降に策定予定	合計
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)
水道	1,676 (94.3%)	90 (5.1%)	1,766 (99.3%)	12 (0.7%)	1,778 (100.0%)
うち上水道	1,252 (95.2%)	57 (4.3%)	1,309 (99.5%)	6 (0.5%)	1,315 (100.0%)
うち簡易水道	424 (91.6%)	33 (7.1%)	457 (98.7%)	6 (1.3%)	463 (100.0%)
工業用水道	123 (86.0%)	20 (14.0%)	143 (100.0%)	0 (0.0%)	143 (100.0%)
交通	70 (86.4%)	7 (8.6%)	77 (95.1%)	4 (4.9%)	81 (100.0%)
電気	77 (85.6%)	10 (11.1%)	87 (96.7%)	3 (3.3%)	90 (100.0%)
ガス	20 (95.2%)	1 (4.8%)	21 (100.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
港湾整備	73 (80.2%)	16 (17.6%)	89 (97.8%)	2 (2.2%)	91 (100.0%)
市場	79 (56.0%)	43 (30.5%)	122 (86.5%)	19 (13.5%)	141 (100.0%)
と畜場	21 (53.8%)	12 (30.8%)	33 (84.6%)	6 (15.4%)	39 (100.0%)
観光施設	135 (64.0%)	59 (28.0%)	194 (91.9%)	17 (8.1%)	211 (100.0%)
宅地造成	163 (62.9%)	63 (24.3%)	226 (87.3%)	33 (12.7%)	259 (100.0%)
駐車場	120 (69.8%)	37 (21.5%)	157 (91.3%)	15 (8.7%)	172 (100.0%)
下水道	3,414 (96.2%)	111 (3.1%)	3,525 (99.4%)	23 (0.6%)	3,548 (100.0%)
合計	5,971 (90.8%)	469 (7.1%)	6,440 (98.0%)	134 (2.0%)	6,574 (100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの見直しを要請**（令和3年1月）。
- 過去に改定実績のある事業が531（8.9%）、令和7年度までには、既に改定済みの事業を含め、47.4%が改定予定。
- **JFMとの共同事業等により、経営戦略の改定を支援。**

策定状況の「見える化」

- 令和3年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和3年10月）。
- 毎年度調査を実施し、**策定状況・改定状況の「見える化」を推進。**

公表例（岩手県内の公営企業を抜粋）

都道府県	団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況				
				①策定済	②取組中	③未着手	④R3	⑤R4以降
岩手県	岩手県	工業用水道事業	工業用水道	○			-	-
岩手県	岩手県	電気事業	電気	○			-	-
岩手県	岩手県	下水道事業	流域下水道	○			-	-
岩手県	岩手県	港湾整備事業	港湾整備	○			-	-
岩手県	岩手県	宅地造成事業	臨海土地造成		○		○	-
岩手県	岩手県	下水道事業	特定環境保全公共下水道				-	-
岩手県	岩手県	下水道事業	漁業集落排水施設				-	-
岩手県	盛岡市	水道事業	上水道（末端給水）	○			-	-
岩手県	盛岡市	下水道事業	公共下水道	○			-	-

※網掛けは、地方債の償還のみの事業や、廃止（予定）事業など。

経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を推進。

「経営戦略」の改定の進め方

第6 地方公営企業

1 各公営企業におかれては、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 策定済みの経営戦略について、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、令和7年度までの経営戦略の改定に反映すること。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であること。

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和2年度実績）

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
 ○令和2年度において、事業廃止111件、広域化等131件、包括的民間委託65件などの取組が実施されている。

事業廃止(※2)		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
111件		18件		1件		131件		14件		65件		11件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
5件	107件	3件	15件	0件	1件	6件	125件	2件	12件	3件	62件	4件	7件
水道	2	水道	0	水道	0	水道	57	水道	0	水道	13	水道	6
工業用水道	2	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1
交通	0	交通	2	交通	0	交通	0	交通	0	交通	1	交通	0
電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	1
ガス	0	ガス	3	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	4	病院	1	病院	1	病院	0	病院	1	病院	0	病院	0
下水道	30	下水道	0	下水道		下水道	67	下水道	2	下水道	47	下水道	3
簡易水道	20	簡易水道	1	簡易水道		簡易水道	5	簡易水道	0	簡易水道	4	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備		港湾整備	1	港湾整備	1	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	0	市場		市場	0	市場	1	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	2	と畜場		と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	15	宅地造成	0	宅地造成		宅地造成	1	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0	有料道路		有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	7	駐車場	0	駐車場		駐車場	0	駐車場	3	駐車場	0	駐車場	0
観光	8	観光	3	観光		観光	0	観光	5	観光	0	観光	0
介護サービス	16	介護サービス	6	介護サービス		介護サービス	0	介護サービス	1	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0	その他		その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。
 経営統合については、統合する事業を広域化等、統合される事業を事業廃止として計上。

(※3) 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。

(※4) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

合計

351件

(令和元年度実績 277件) **43**

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
 <人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
 <人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況（R3.4.1時点）

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済及び適用取組中」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は87.8%、下水道事業は90.6%、人口3万人以上のその他下水道事業は87.0%が「適用済及び適用取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPにおいて公表。（URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）

○ ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する事業

（単位 事業）

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R2.4.1時点	R3.4.1時点	R2.4.1時点	R3.4.1時点
① 適用済及び適用に取組中	311 (98.4%)	318 (100%)	1,155 (100%)	1,155 (100%)
② 検討中	5 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③ 検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	316 (100%)	318 (100%)	1,155 (100%)	1,155 (100%)

○ 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する事業

（単位 事業）

	人口3万人未満				人口3万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業	
	R2.4.1時点	R3.4.1時点	R2.4.1時点	R3.4.1時点	R2.4.1時点	R3.4.1時点
① 適用済及び適用に取組中	406 (68.0%)	523 (87.8%)	1,101 (68.0%)	1,465 (90.6%)	598 (79.1%)	651 (87.0%)
② 検討中	163 (27.3%)	67 (11.2%)	475 (29.4%)	138 (8.5%)	121 (16.0%)	85 (11.4%)
③ 検討未着手	28 (4.7%)	6 (1.0%)	42 (2.6%)	14 (0.9%)	37 (4.9%)	12 (1.6%)
合計	597 (100%)	596 (100%)	1,618 (100%)	1,617 (100%)	756 (100%)	748 (100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

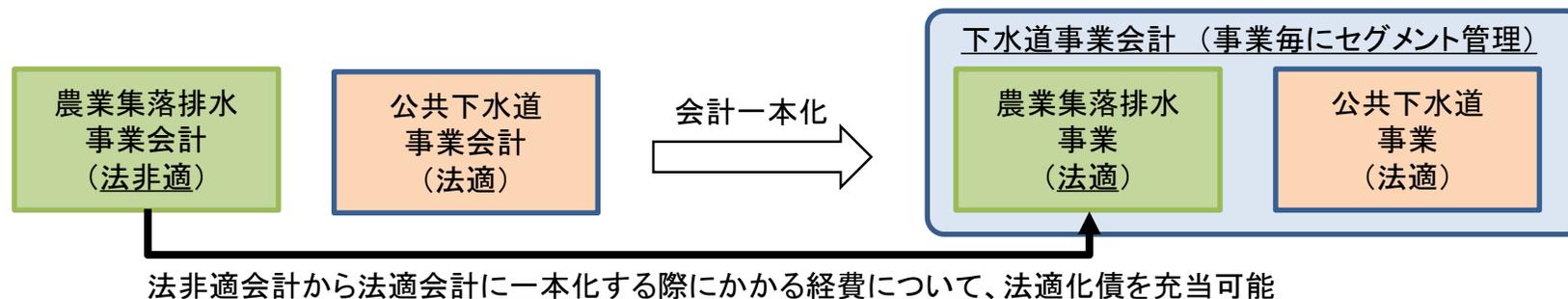
- ・人口3万人以上の地方公共団体は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・人口3万人未満の地方公共団体は、新ロードマップの要請期限である令和6年度から公営企業の適用を要件に加えることとしている。

公営企業会計の適用に関する留意事項について

会計統合

- 水道事業及び下水道事業については、会計処理にかかる委託費や人件費等の節減を図るため、公営企業会計への移行や広域化の機会に併せて、水道事業と簡易水道事業、複数の種類の下水道事業などについて、会計統合の取組を積極的に推進されたい。
- 一の特別会計によって経理を行うため、一部の事業について財務規定等を適用する場合にあっても、公営企業会計適用債（法適化債）の対象となることに留意。

(例) 農業集落排水(法非適)と公共下水道(法適)の会計一本化、簡水(法非適)と上水(法適)の会計一本化の際、固定資産台帳の整備、システム改修委託費等の法適化に要する経費について、法適化債が充当可能。(接続統合の有無を問わない)



都道府県による小規模市町村への支援・共同化

- 市区町村の知見の取得を支援するための研修会や個別相談会(『経営・財務マネジメント強化事業』の「啓発・研修事業」の活用を含む。)を開催するなど、きめ細かい支援を行うこと。
- 導入コスト削減や事務の効率化により、小規模市町村の負担軽減を図るため、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務やその発注等について、各都道府県が中心となり、複数の市町村による共同化を推進すること。

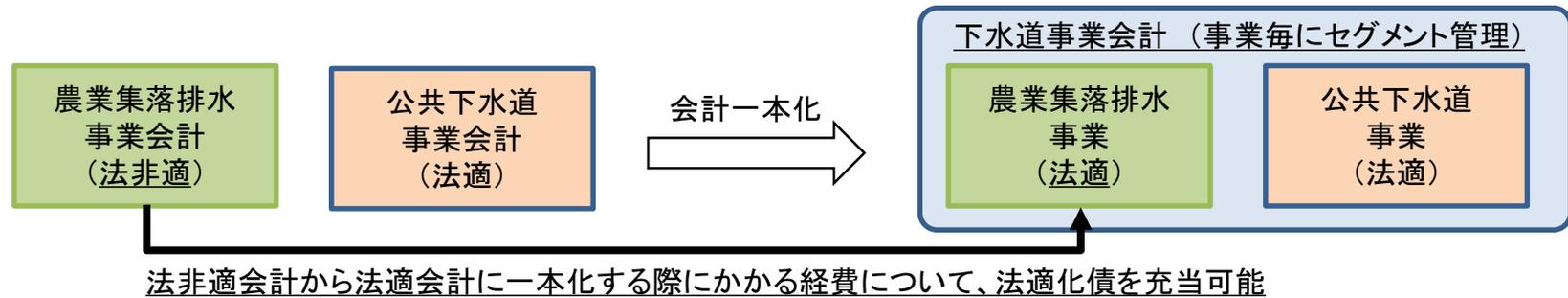


会計一本化に係る留意事項①

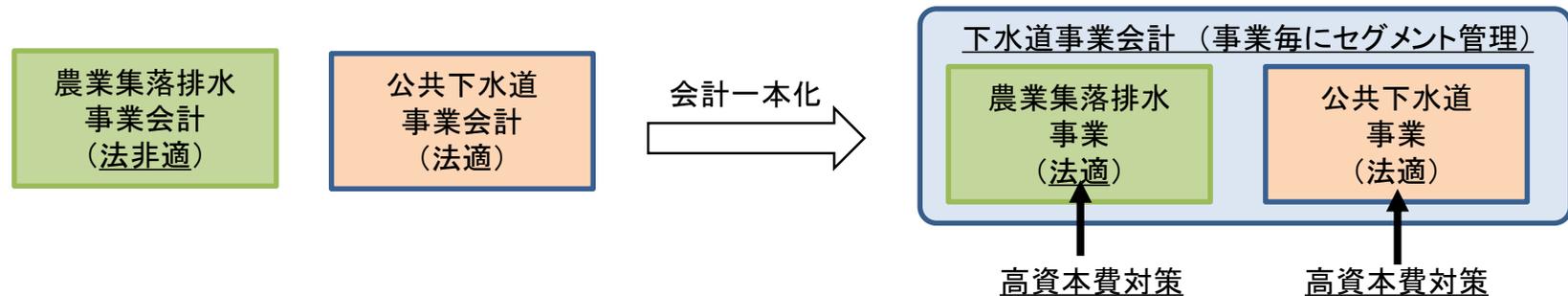
○ 公営企業会計の適用(法適化)及び広域化計画の策定について、国からの要請に基づき、地方団体において期限までの実施に向けて取り組んでいるものと承知している。

これらの法適化及び広域化に併せて、可能な限り会計を一本化することにより、会計処理にかかる委託費や人件費等の節減が図られることから、以下の点に留意した上で、積極的に取り組まれない。

(1) 農業集落排水(法非適)と公共下水道(法適)の会計一本化、簡水(法非適)と上水(法適)の会計一本化の際、固定資産台帳の整備、システム改修委託費等の法適化に要する経費について、法適化債(交付税措置率:農集の場合 7割×7割=49%、簡水の場合 5割×10割=50%)が充当できること(接続統合の有無を問わない)



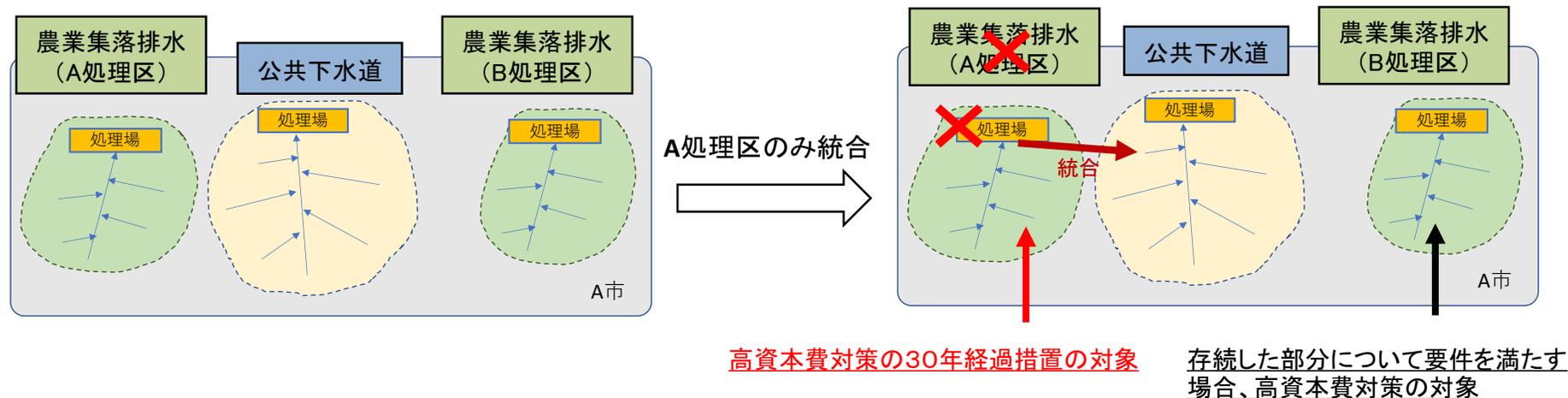
(2) 農業集落排水と公共下水道の会計一本化(接続統合なし、事業毎にセグメント管理)の場合でも、法律に基づく事業単位は引き続き別であるため、高資本費対策は引き続き事業毎(農業集落排水と公共下水道別々)に講じられること



※ 高資本費対策は、事業毎に要件を満たすか否か判断され、事業毎に講じられる

会計一本化に係る留意事項②

- (3) 農業集落排水(A処理区)を公共下水道へ統合し、農業集落排水(B処理区)を存続する場合、農業集落排水(A処理区)部分の高資本費対策は30年経過措置(今回拡充)の対象となること



- (4) 全農業集落排水事業の約6割程度は既に公共下水道事業会計等と会計が一本化されてセグメント管理となっていること、法適化する際にあわせて会計一本化を実施した自治体の事例も複数あること

- (5) 簡水の法適化の際に、会計処理に係る委託費や人件費等の節減が図られることから、上水会計に統合している事例が令和2年度のみで20件あること

- (6) ①農業集落排水の公共下水道への統合の場合に農業集落排水部分の高資本費対策を供用開始30年まで適用する経過措置を講じる予定であること、②社会資本整備総合交付金等について、農業集落排水を公共下水道に統合する際の交付対象を拡充する概算要求がされていること、③全国的に広域化計画の中に農業集落排水の統合を相当程度盛り込む予定で取組まれていること

複数事業一括による民間事業者等への委託の例

	兵庫県洲本市	高知県梶原町
①法適用時期	平成30年4月1日	令和6年4月1日(予定)
②対象事業	土地取得造成事業、下水道事業、 駐車場整備事業、介護サービス事業	簡易水道事業、公共下水道事業、 農業集落排水事業、電気事業
③一括発注の理由	下水道会計だけでなく、4事業一括で法適化することが効率的	病院事業と同一の企業会計システムを導入することで、病院事業を参考に経理や資料作成等を効率的に実施
④発注対象	● 企業会計システムの導入	● 法適化基本方針の策定 ● 固定資産調査・評価 ● 移行事務手続き ● 企業会計システム導入
⑤主な課題及び克服方策	● 企業会計システム導入に係る進捗管理、人手不足による遅れ 各会計の担当で月1程度の会合を開き、先行して行っている下水道事業担当者が中心となり、問題点の確認や助言、進捗の調整(遅れている会計に対しての手助け等)を行った	● 関係部署との事務委任範囲等 病院事業に準じる形で調整 ● 関係職員の公営企業会計に係る知識の不足 知識取得のための研修を実施予定 ● 固定資産台帳の整備 民間への委託業務とし、職員の業務は固定資産の資料提供のみ
⑥システム等の年間費用	● 委託費用:14,506千円程度 ● 2,000千円程度	● 2,772千円程度(見込み) ※ 病院事業含む。
⑦一括発注の効果	● 企業会計システム導入コストが削減された ● 企業会計システム統一により、各会計間で同一様式の帳票が作成でき、数値確認などが容易である	● 病院事業と同一のシステムであるため、ライセンスの追加発注及びソフトウェアの共用により安全で安価にシステム構築が見込まれる ● 事業ごとに発注するよりも、事務量及び委託費の負担減が見込まれる

重点事業以外の事業における公営企業会計の適用について

- 新ロードマップにおいて、重点事業(簡易水道事業及び下水道事業)以外の事業についても、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間(令和元年度から令和5年度)内に行える限り移行することが必要としている。
- 重点事業以外の事業における公営企業会計の適用について、下記の点に留意いただき、積極的な取組をお願いしたい。
 - 固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務について、民間事業者等への委託を含め、複数の法非適用企業で一括して取り組むことなどにより移行作業が効率的かつ円滑に実施可能となることから、特に重点事業について令和5年度までの拡大集中取組期間内に公営企業会計への移行に取り組む地方公共団体においては、重点事業以外の事業についてもできる限り一括して公営企業会計への移行に取り組むことが重要であること。
 - 重点事業以外の事業については、拡大集中取組期間内に行える限り移行することが必要としているが、公営企業として継続的に経営を行っていく以上は、原則として公営企業会計の適用が求められることから、拡大集中取組期間終了後においても、公営企業会計への移行に取り組む必要があること。
 - 令和6年4月1日までの間に限り、固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債(公営企業会計適用債)の対象とし、その元利償還金に係る地方交付税措置を講じていること。
 - 簡易水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に係る地方交付税措置や下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の国庫補助金においては、公営企業会計の適用が要件とされているが、その他の公営企業に係る地方財政措置や国庫補助金においても、公営企業会計の適用を要件とすること等について、今後、検討を行う予定であること。

「重点事業以外の事業における公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(令和3年10月15日付け公営企業課事務連絡)

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を創設(令和3年度～)

2. マニュアル・先進事例集

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
 - ※ 財務規定等を適用した1年目における決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
 - ー 簡易水道事業 : 元利償還金の1/2に繰出し、元利償還金の50%に普通交付税措置
 - ー 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
 - ー 上記以外の事業: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、令和6年度中の会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和5年度まで

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ 地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ **公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組**
 - ・ **上下水道の広域化等**
 - ・ 第三セクターの経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法 個別市区町村に継続的に派遣(各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施) 都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業への派遣を想定)

経営・財務マネジメント強化事業の実施に係る今後のスケジュール

1月24日、25日	全国財政課長・市町村担当課長会議 全国公営企業管理者会議
1月28日	アドバイザーの推薦締切
2月下旬	課題達成支援事業の対象団体・公営企業及び 派遣申請の1次照会等の通知
3月下旬	1次派遣申請締切
4月以降	アドバイザーの派遣開始
5月中旬	派遣申請の2次照会
6月中旬	2次派遣申請締切
7月下旬	派遣申請の3次照会
8月下旬	3次派遣申請締切

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各自治体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。
(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)

【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各自治体に対しては、平成30年度末までに経営健全化方針を策定・公表するよう要請（平成30年2月通知。策定率：100%）
- さらに、令和元年7月の通知において、次のとおり要請。
 - ・ 経営健全化方針を未策定の自治体においては、早期の策定
 - ・ 経営健全化方針を策定した自治体については、経営健全化方針に基づく取組の着実な実施と、その取組状況の公表
 - ・ 法人の平成30年度以降の決算で新たに経営健全化方針の策定要件に該当した法人に関しては、同様に、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の実施や取組状況の公表を要請（取組状況及び主な取組内容を総務省HPで公表）

経営健全化方針の策定要件に該当

次のいずれかに該当する場合

- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、債務超過の法人
- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、時価評価した際に債務超過になる法人
- ・ 損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、自治体の標準財政規模の10%以上である法人
- ・ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、自治体の実質赤字の早期健全化基準（道府県は3.75%、東京都は5.55%、市町村は11.25%～15%）に達している法人



※毎年度、経営健全化方針の策定状況や取組の公表状況を調査し、公表。